

消費税の実態調査

平成 24 年 7 月 改
平成 21 年 4 月 改
平成 21 年 2 月 12 日
日本医師会 日医総研

1. 調査の目的

医療機関における控除対象外消費税の負担の現状を把握し、医療機関の消費税問題に対する税制上の対応を検討するための基礎資料とする。

2. 調査の方法

(1) 対象

日本医師会の会員医療機関
病院：1,643 施設、診療所：5,942 施設
(都道府県別に層化無作為抽出)

(2) 調査項目（詳細は「調査票」参照）

基本情報（開設主体、病・診区分、病床数、診療科目、病院種別）
申告関係情報（課税方式、消費税申告税額）
収入と費用の内訳、および消費税課税取引額の内訳
設備投資額

(3) 対象期間

平成 18 年度（平成 18 年 1 月から 12 月までに開始した事業年度）
平成 19 年度（平成 19 年 1 月から 12 月までに開始した事業年度）

(4) 調査実施時期

平成 20 年 6 月 25 日～同年 7 月 22 日

調査対象医療機関に依頼文書および調査票を郵送、医療機関（または依頼された会計事務所等）が記入の後、日医総研に返送いただいた。

当初の回収期限は 7 月 22 日だったが、期限後の返送、および記入内容に関する日医総研からの照会に対する回答を、同年 10 月 31 日まで受付けた。

なお、調査対象のうち病院に対しては、四病院団体協議会の協力のもと、同協議会による協力依頼の文書を調査票に同封した。

3. 回収状況と客体構成

(1) 回収状況

		全体	病院	診療所
配布数		7,585	1,643	5,942
返送数		1,541	—	—
H18 年度	有効回答数	1,207	460	742
	有効回答率	15.9%	28.0%	12.5%
H19 年度	有効回答数	1,138	464	669
	有効回答率	15.0%	28.2%	11.3%

病院診療所の区分が無効の客体が5件あるため合計が一致しない。

①有効回答数と有効回答率

調査票の配布数は、病院 1,643、診療所 5,942、合計 7,585 枚であり、1,541 枚の返送を受けた。

有効回答数は、平成 18 年度分 1,207（病院 460、診療所 742、病診区分無効 5）、平成 19 年度分 1,138（病院 464、診療所 669、病診区分無効 5）、有効回答率は、平成 18 年度分 15.9%（病院 28.0%、診療所 12.5%）、平成 19 年度分 15.0%（病院 28.2%、診療所 11.3%）、であった。

なお、平成 18 年度と 19 年度の 2 ヶ年とも有効回答であった施設は、1,077 施設であった（表には未掲載）。

②無効回答とした主な原因

返送された調査票のうち有効回答に加えなかったものの主な原因は以下のとおりである。

- ・費用のうちの課税取引の金額が記載されていない。
- ・費用の金額とそのうちの課税取引の金額が同額となっている。
- ・収益または費用の金額に 5% を乗じた金額が、課税取引の金額として記載されている。
- ・社会保険診療等収入がゼロ、または記載されていない。
- ・収入の各項目、費用の各項目（医薬品費、医療材料費を除く）において、決算上の金額よりも多額の課税取引額が記載されている。
- ・年間総収入が 500 万円未満の医療機関（外れ値として除外）。
- ・調査実施時期において平成 19 年度が終了していないため未記入。

(2) 客体構成

病院・診療所別 開設主体別 客体構成 (H18年度)

[N数]	診療所		診療所計	病院				病院計
	有床	無床		一般	療養	精神	その他	
1. 国	0	0	0	8	0	0	1	9
国立大学法人以外の法人	0	0	0	8	0	0	1	9
2. 公的医療機関	2	1	3	106	1	1	14	122
都道府県	0	0	0	18	0	1	0	19
市町村	1	0	1	57	1	0	10	68
日赤・済生会	0	1	1	17	0	0	2	19
厚生連	0	0	0	10	0	0	1	11
上記以外の公的医療機関	1	0	1	4	0	0	1	5
3. 社会保険関係団体	0	0	0	7	0	0	0	7
4. 公益法人	0	7	7	23	2	5	8	38
5. 医療法人	116	303	419	101	24	40	77	242
6. 学校法人	0	0	0	0	1	0	0	1
7. 社会福祉法人	0	1	1	12	0	0	3	15
8. 医療生協	1	0	1	5	1	0	0	6
9. 会社	0	0	0	0	0	0	0	0
10. その他の法人	1	1	2	5	0	0	1	6
11. 個人	38	266	304	5	4	0	1	10
無回答	0	2	2	0	0	0	1	1
無効回答	0	3	3	1	1	0	0	2
合計	158	584	742	273	34	46	106	459

* 病院種別無回答1を除く

[構成比(%)]	診療所		診療所計	病院				病院計
	有床	無床		一般	療養	精神	その他	
1. 国	0.0%	0.0%	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%	0.2%	2.0%
国立大学法人以外の法人	0.0%	0.0%	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%	0.2%	2.0%
2. 公的医療機関	0.3%	0.1%	0.4%	23.1%	0.2%	0.2%	3.1%	26.6%
都道府県	0.0%	0.0%	0.0%	3.9%	0.0%	0.2%	0.0%	4.1%
市町村	0.1%	0.0%	0.1%	12.4%	0.2%	0.0%	2.2%	14.8%
日赤・済生会	0.0%	0.1%	0.1%	3.7%	0.0%	0.0%	0.4%	4.1%
厚生連	0.0%	0.0%	0.0%	2.2%	0.0%	0.0%	0.2%	2.4%
上記以外の公的医療機関	0.1%	0.0%	0.1%	0.9%	0.0%	0.0%	0.2%	1.1%
3. 社会保険関係団体	0.0%	0.0%	0.0%	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%	1.5%
4. 公益法人	0.0%	0.9%	0.9%	5.0%	0.4%	1.1%	1.7%	8.3%
5. 医療法人	15.6%	40.8%	56.5%	22.0%	5.2%	8.7%	16.8%	52.7%
6. 学校法人	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.2%
7. 社会福祉法人	0.0%	0.1%	0.1%	2.6%	0.0%	0.0%	0.7%	3.3%
8. 医療生協	0.1%	0.0%	0.1%	1.1%	0.2%	0.0%	0.0%	1.3%
9. 会社	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10. その他の法人	0.1%	0.1%	0.3%	1.1%	0.0%	0.0%	0.2%	1.3%
11. 個人	5.1%	35.8%	41.0%	1.1%	0.9%	0.0%	0.2%	2.2%
無回答	0.0%	0.3%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.2%
無効回答	0.0%	0.4%	0.4%	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%	0.4%
合計	21.3%	78.7%	100.0%	59.5%	7.4%	10.0%	23.1%	100.0%

* 病院種別無回答1を除く

* 一般: 全病床のうち80%以上が一般病床の病院、療養: 全病床のうち80%以上が療養病床の病院
精神: 全病床のうち80%以上が精神科病床の病院、その他: いずれにも該当しない病院

病院・診療所別 開設主体別 客体構成 (H19年度)

〔N数〕	診療所		診療所計	病院				病院計
	有床	無床		一般	療養	精神	その他	
1. 国	0	0	0	9	0	0	1	10
国立大学法人以外の法人	0	0	0	9	0	0	1	10
2. 公的医療機関	1	1	2	107	1	1	14	123
都道府県	0	0	0	18	0	1	0	19
市町村	0	0	0	58	1	0	10	69
日赤・済生会	0	1	1	17	0	0	2	19
厚生連	0	0	0	10	0	0	1	11
上記以外の公的医療機関	1	0	1	4	0	0	1	5
3. 社会保険関係団体	0	0	0	7	0	0	0	7
4. 公益法人	0	7	7	24	2	5	8	39
5. 医療法人	85	245	330	96	23	42	80	241
6. 学校法人	0	0	0	0	1	0	0	1
7. 社会福祉法人	0	1	1	13	0	0	3	16
8. 医療生協	1	0	1	5	1	0	0	6
9. 会社	0	0	0	0	0	0	0	0
10. その他の法人	0	1	1	6	0	0	1	7
11. 個人	40	282	322	5	4	0	1	10
無回答	0	2	2	0	0	0	1	1
無効回答	0	3	3	1	1	0	0	2
合計	127	542	669	273	33	48	109	463

* 病院種別無回答1を除く

〔構成比(%)〕	診療所		診療所計	病院				病院計
	有床	無床		一般	療養	精神	その他	
1. 国	0.0%	0.0%	0.0%	1.9%	0.0%	0.0%	0.2%	2.2%
国立大学法人以外の法人	0.0%	0.0%	0.0%	1.9%	0.0%	0.0%	0.2%	2.2%
2. 公的医療機関	0.1%	0.1%	0.3%	23.1%	0.2%	0.2%	3.0%	26.6%
都道府県	0.0%	0.0%	0.0%	3.9%	0.0%	0.2%	0.0%	4.1%
市町村	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	0.2%	0.0%	2.2%	14.9%
日赤・済生会	0.0%	0.1%	0.1%	3.7%	0.0%	0.0%	0.4%	4.1%
厚生連	0.0%	0.0%	0.0%	2.2%	0.0%	0.0%	0.2%	2.4%
上記以外の公的医療機関	0.1%	0.0%	0.1%	0.9%	0.0%	0.0%	0.2%	1.1%
3. 社会保険関係団体	0.0%	0.0%	0.0%	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%	1.5%
4. 公益法人	0.0%	1.0%	1.0%	5.2%	0.4%	1.1%	1.7%	8.4%
5. 医療法人	12.7%	36.6%	49.3%	20.7%	5.0%	9.1%	17.3%	52.1%
6. 学校法人	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.2%
7. 社会福祉法人	0.0%	0.1%	0.1%	2.8%	0.0%	0.0%	0.6%	3.5%
8. 医療生協	0.1%	0.0%	0.1%	1.1%	0.2%	0.0%	0.0%	1.3%
9. 会社	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10. その他の法人	0.0%	0.1%	0.1%	1.3%	0.0%	0.0%	0.2%	1.5%
11. 個人	6.0%	42.2%	48.1%	1.1%	0.9%	0.0%	0.2%	2.2%
無回答	0.0%	0.3%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.2%
無効回答	0.0%	0.4%	0.4%	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%	0.4%
合計	19.0%	81.0%	100.0%	59.0%	7.1%	10.4%	23.5%	100.0%

* 病院種別無回答1を除く

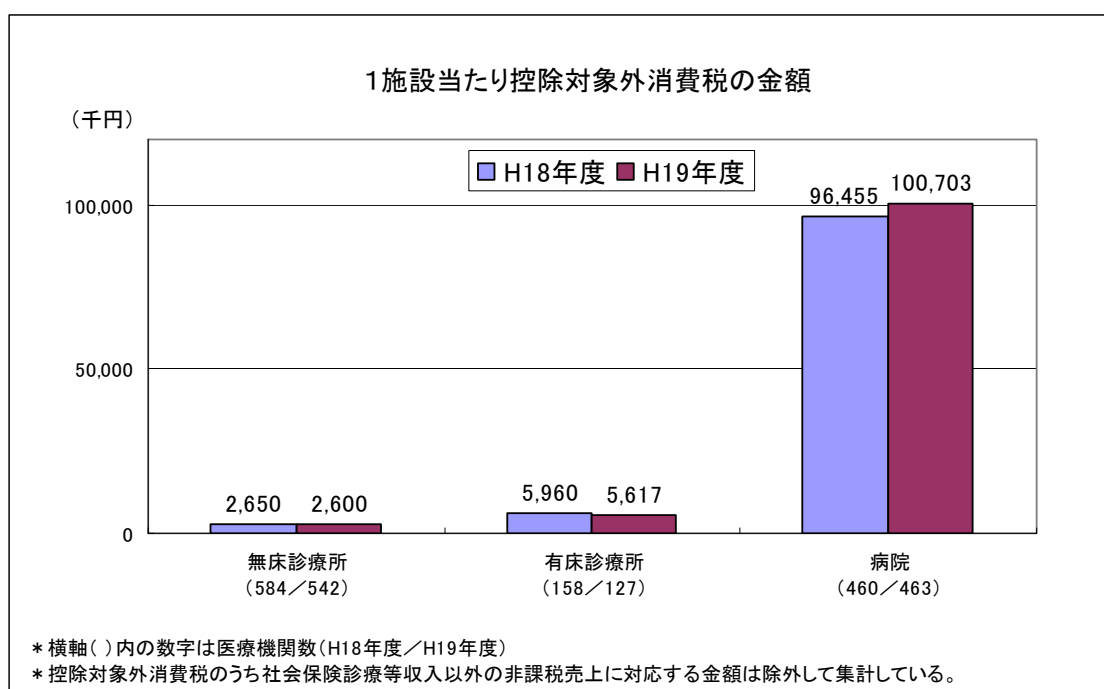
* 一般:全病床のうち80%以上が一般病床の病院、療養:全病床のうち80%以上が療養病床の病院

精神:全病床のうち80%以上が精神科病床の病院、その他:いずれにも該当しない病院

4. 調査の結果

(1) 控除対象外消費税の金額

1 施設当たりの控除対象外消費税の金額¹は、無床診療所は平成 18 年度 265 万円、平成 19 年度 260 万円、有床診療所は平成 18 年度 596 万円、平成 19 年度 561 万円、病院は平成 18 年度 9645 万円、平成 19 年度 1 億 70 万円となった。



¹ 控除対象外消費税の金額の算出

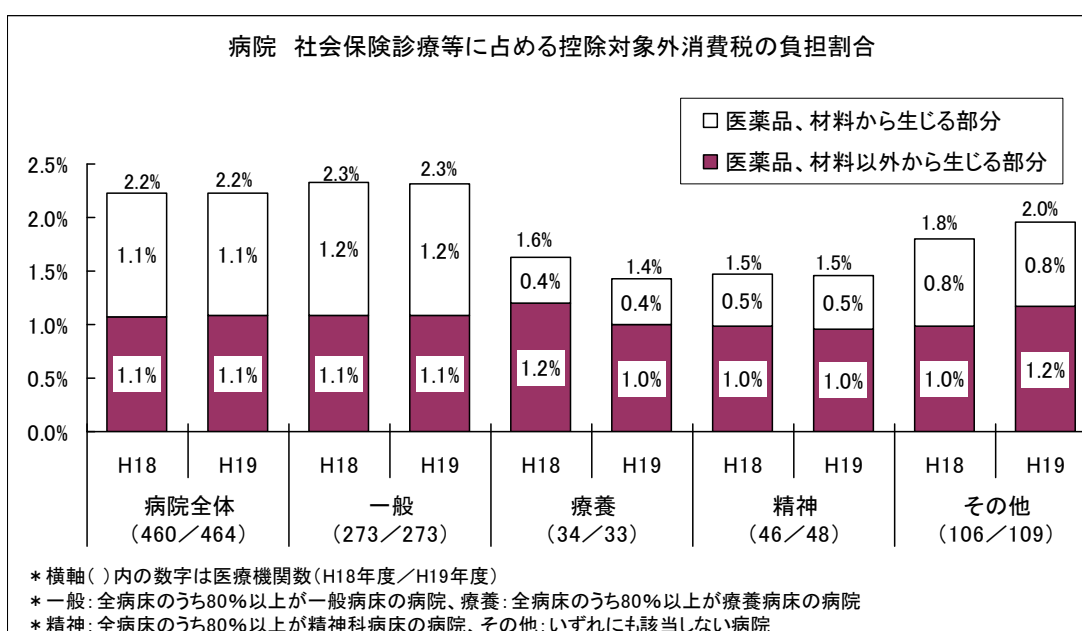
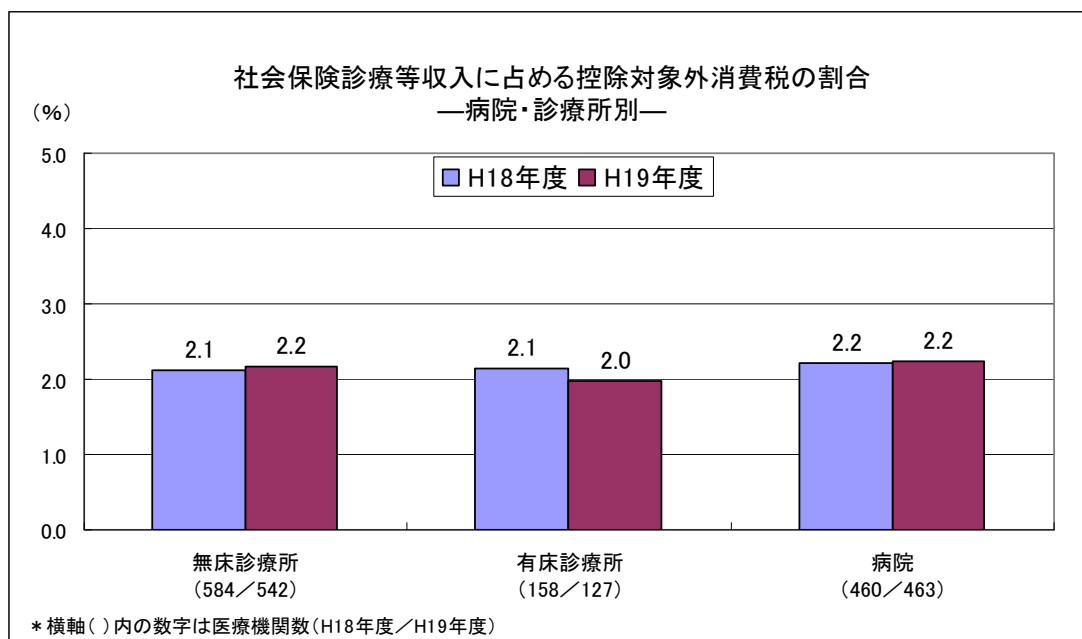
本調査は、社会保険診療報酬が非課税であることに起因する控除対象外消費税を問題にしているが、医療機関には社会保険診療収入以外にも非課税売上が存在する可能性がある。例えば、一定の助産報酬、受取利息などが該当する。厳密には、これらの非課税売上についても控除対象外消費税があるため、ここでは各施設の控除対象外消費税額を社会保険診療等収入とそれ以外の非課税売上に按分し、社会保険診療等収入に係る控除対象外消費税を算出した。本調査結果では、これを単に「控除対象外消費税」と標記する。

また、消費税の課税方式(仕入税額の控除方式)には、一般課税(原則)と簡易課税(特例)があり、さらに一般課税には一括比例配分方式と個別対応方式がある。個別対応方式を適用しており、かつ申告書上実際に控除した個別対応方式による控除額がわかる客体(保有する病院、診療所が1つの客体)で、個別対応方式による控除額が一括比例配分方式による控除額を上回る場合には、個別対応方式によった。

なお、消費税の経理方法には税抜方式と税込方式があるので、調査票に記入された数値はすべて税抜の金額に補正して集計した。

(2) 社会保険診療等収入に占める控除対象外消費税の割合

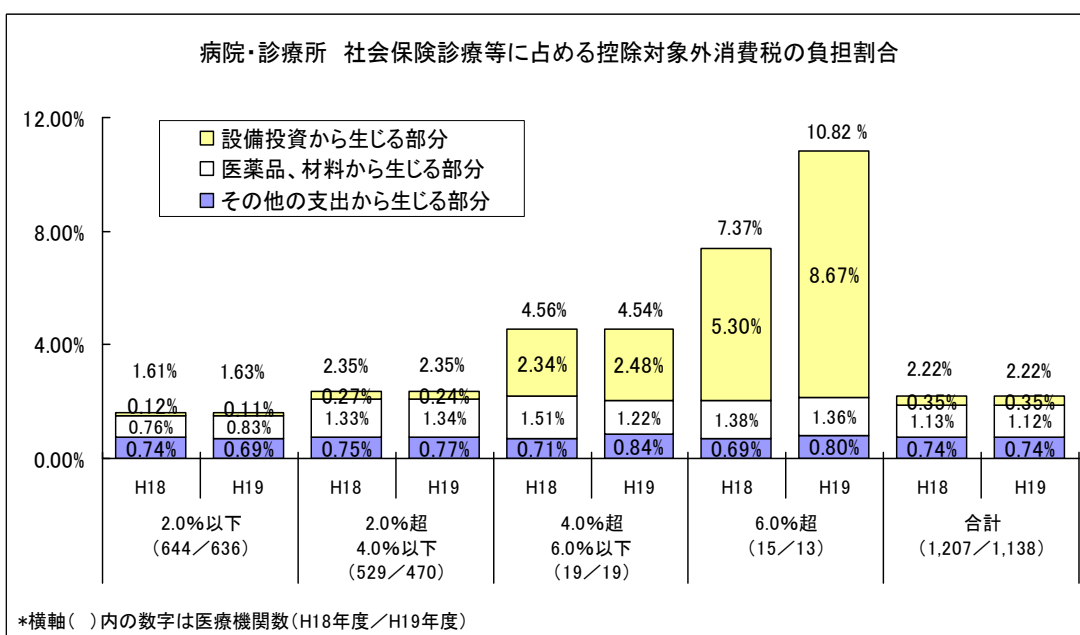
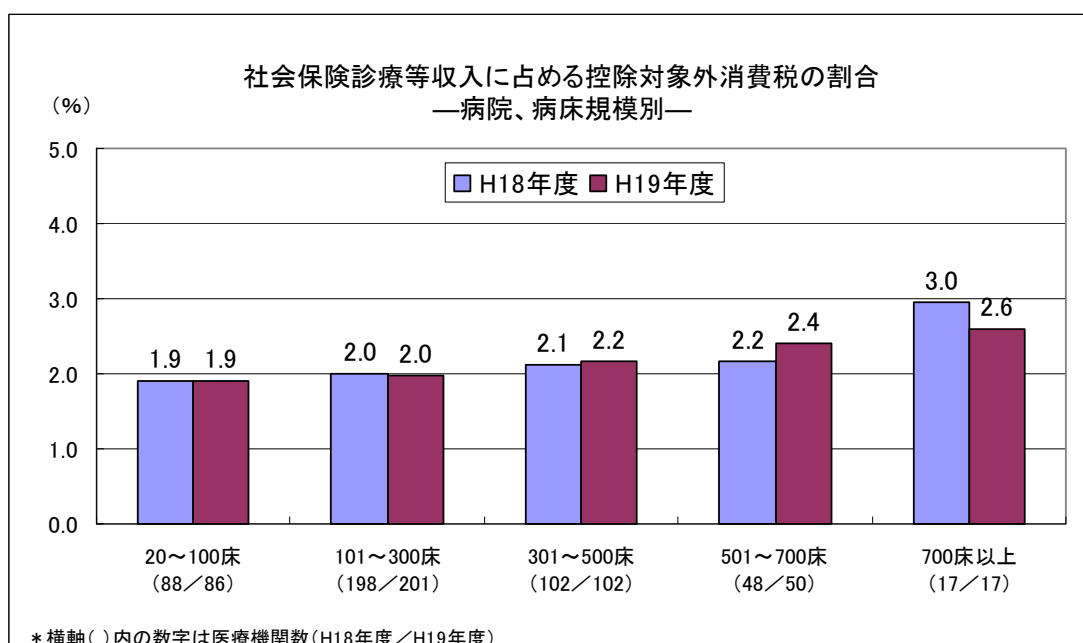
社会保険診療等収入に占める控除対象外消費税の割合（以下、負担割合という）は、有効回答全体では平成18年度、平成19年度ともに2.2%であった。ただし、病院と診療所では抽出率も有効回答率も異なることに留意が必要である。病院と有床診療所、無床診療所の別では負担割合に大きな差は認められない。



医薬品等から生じる負担とそれ以外に分けると、前者は薬価等に補填されている1.1%に近似し、後者は過去に診療報酬に補填されたとされる0.43%を大きく上回っている。

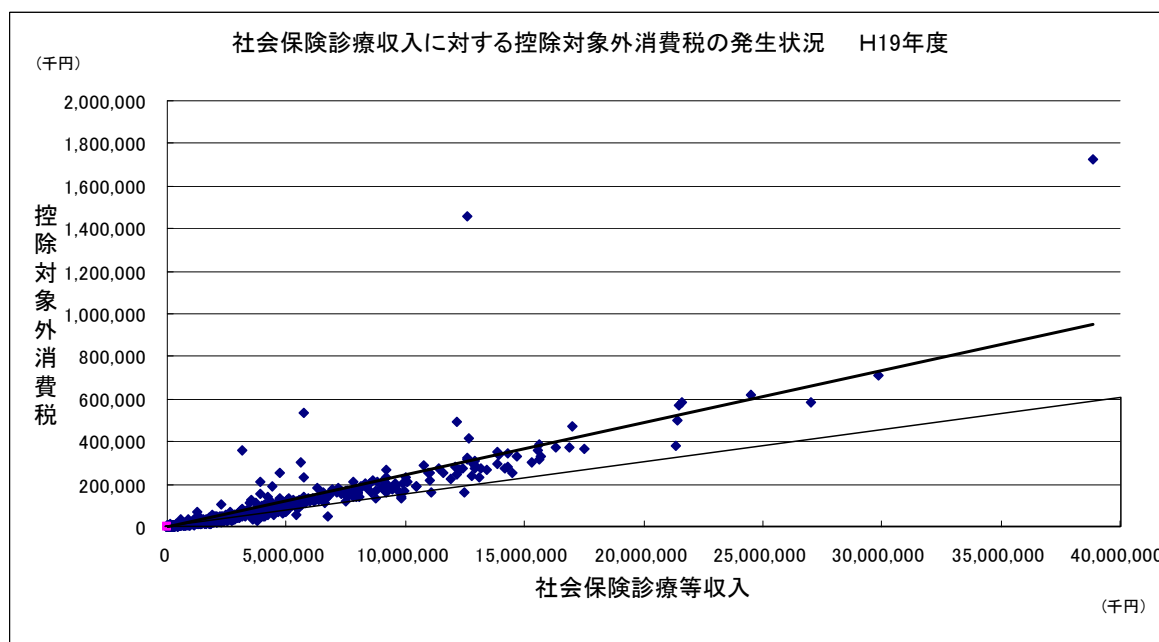
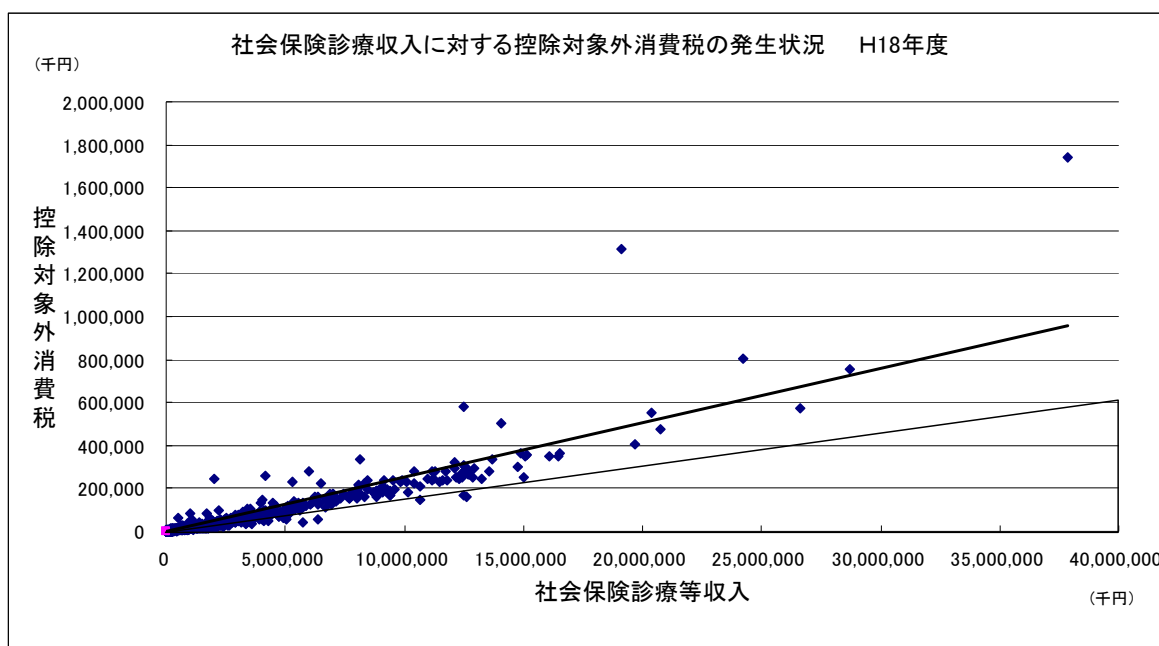
病院の種類別に見ると、「療養」と「精神科」は「一般」に比べて医薬品等から生じる負担が低い(医薬品等の使用が少ないため)が、医薬品等以外から生じる負担は大差ない。病床規模が大きい病院は負担割合がやや高くなる傾向がみられる。

また、負担割合の高いグループでは、控除対象外消費税のうち「設備投資から生ずる部分」が割合を高める最大の要因となっている。



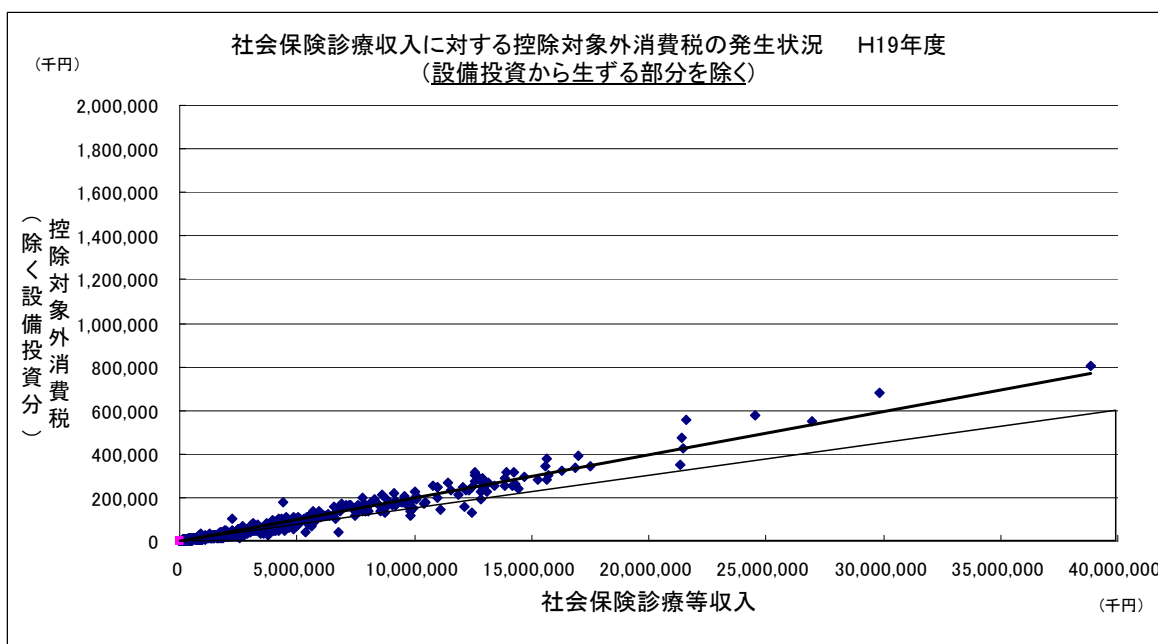
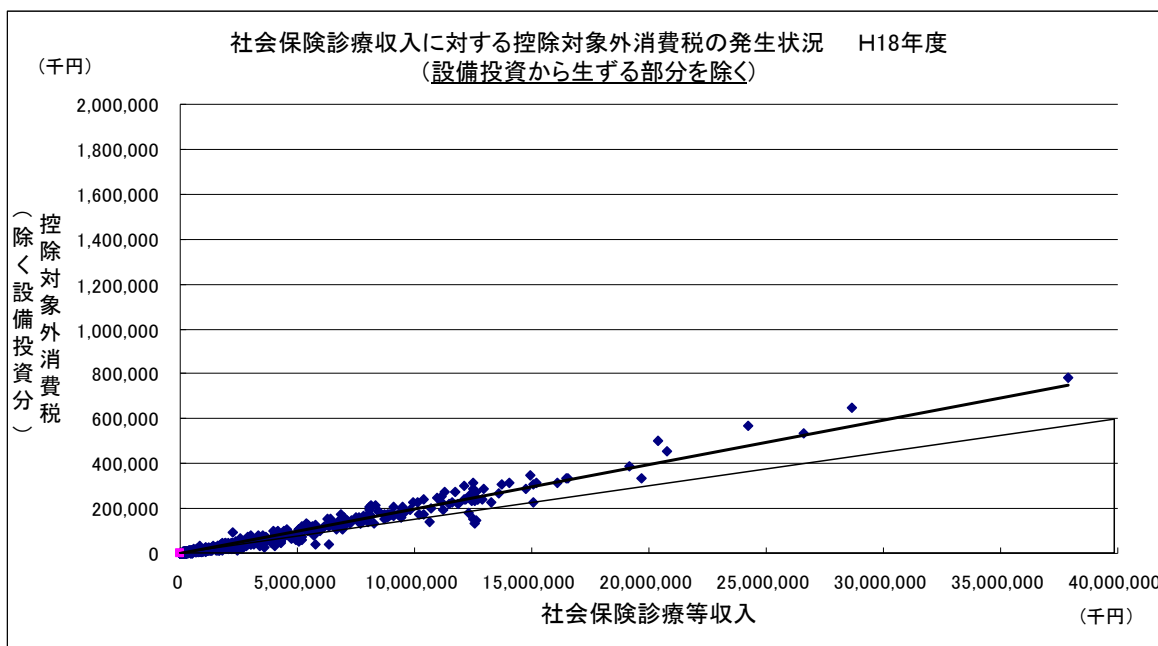
医療機関の控除対象外消費税の負担は、既に社会保険診療の中に1.53%が上乘せされ、補填済みであるとされている。

以下の図は、社会保険診療等収入の額を横軸に、控除対象外消費税の額を縦軸に、プロットしたものであり、グラフ中の網がけ部分(△)は、1.53%の上乗せで補填が足りるエリアである²。しかし、実際には多くの客体がエリアの外に位置している。



² グラフの網がけ部分に位置する医療機関においても、仮に1.53%の上乗せが当該医療機関において実在すると仮定した場合に補填が足りることを意味するに過ぎないことに注意が必要である。

一部の客体において極端に控除対象外消費税が高いのは、その年度に多額の設備投資を行ったことが原因である。控除対象外消費税のうち設備投資から生ずる部分を除いた金額(=控除対象外消費税のうち年間費用から生ずる金額)を縦軸にとってみると、極端な外れ値はなくなる。

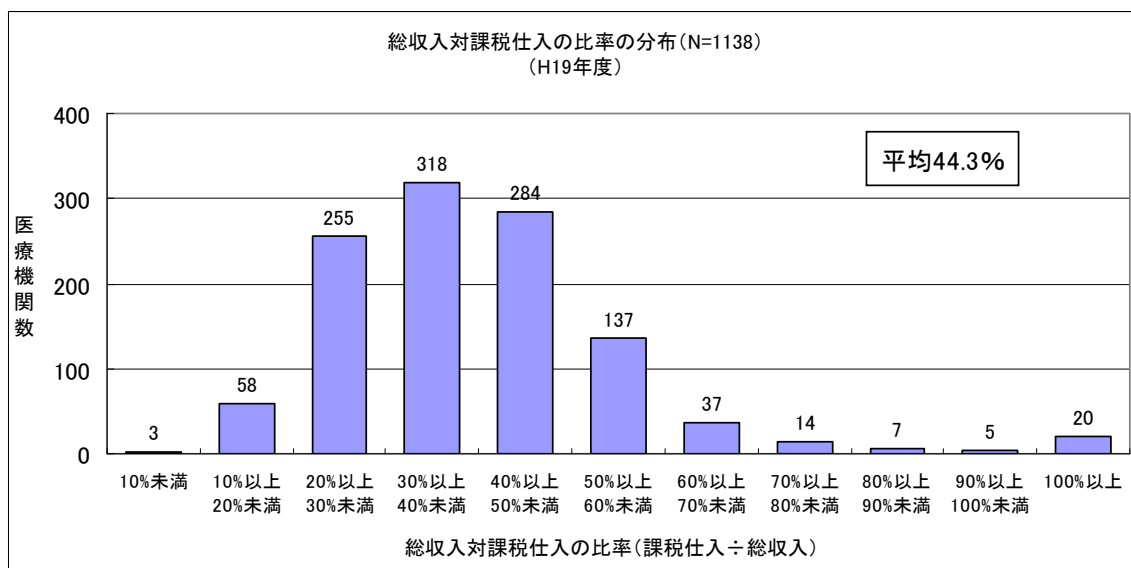
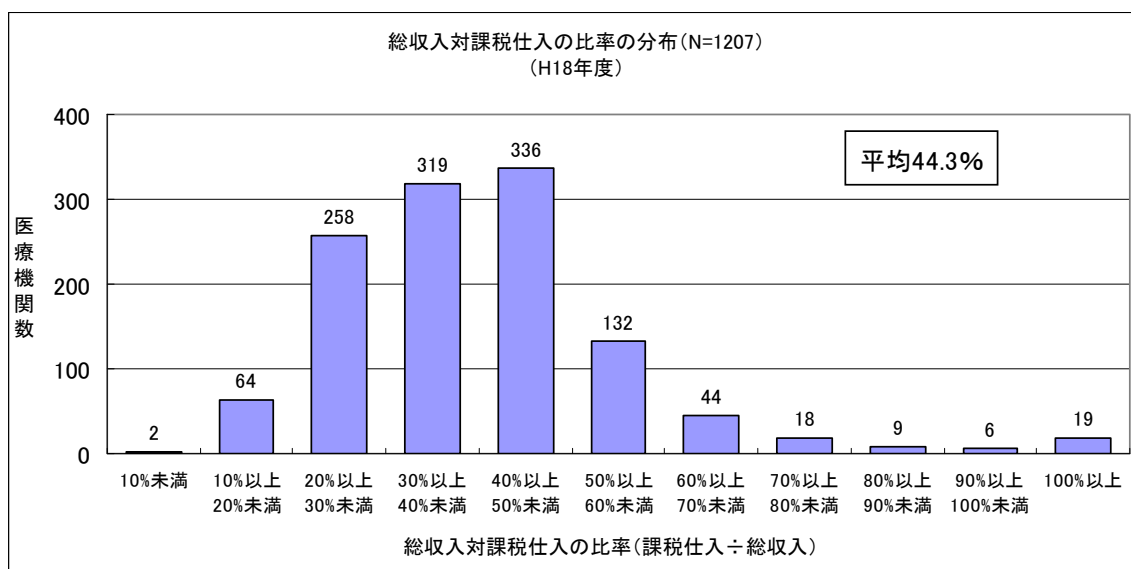


(3) 総収入に占める課税仕入れの割合

控除対象外消費税の負担を診療報酬の中で手当て（補填）するためには、医療機関の総収入に対する課税仕入れの比率を知る必要がある。

平成元年改定時には同比率を 38.1%（うち 30.4%が補填対象）、平成 9 年改定時には 44.8%とした上で、これを前提に改定（消費税負担担当額の上乗せ補填）が行われた。

今回の調査では、同比率の平均は、平成 18 年度、19 年度、いずれも 44.3%であった。しかし、医療機関の費用構造は多様であり、同比率が 50%以上の施設が 2 割近く存在し、100%以上の施設もみられる。こうした個別性を考慮した仕組みをいかに構築するかが課題である。



(4) 益税の発生状況

医療機関が控除対象外消費税の負担を余儀なくされている一方で、併せて「益税³」も発生しているケースがある。

以下、1施設当たりの益税額を、免税事業者、簡易課税事業者の別に集計した。

益税の発生状況 H18年度

	益税が1円以上の施設			益税が0円以下の施設 ⁴		
	客体数	構成比(%)	1施設当たり 益税額	客体数	構成比(%)	1施設当たり 益税額
免税事業者	487	40.3%	122	26	2.2%	-39
無床診療所	427	35.4%	117	24	2.0%	-42
有床診療所	58	4.8%	160	2	0.2%	-0
病院	2	0.2%	163	0	0.0%	-
簡易課税	174	14.4%	237	24	2.0%	-121
無床診療所	72	6.0%	164	9	0.7%	-51
有床診療所	56	4.6%	147	12	1.0%	-74
病院	46	3.8%	463	3	0.2%	-514
合計(免税+簡易課税)	661	54.8%	152	50	4.1%	-78
無床診療所	499	41.3%	123	33	2.7%	-45
有床診療所	114	9.4%	154	14	1.2%	-64
病院	48	4.0%	451	3	0.2%	-514

※客体数の構成比は有効回答総数1207に対する割合

益税の発生状況 H19年度

	益税が1円以上の施設			益税が0円以下の施設 ⁴		
	客体数	構成比(%)	1施設当たり 益税額	客体数	構成比(%)	1施設当たり 益税額
免税事業者	455	40.0%	123	25	2.2%	-116
無床診療所	404	35.5%	121	23	2.0%	-107
有床診療所	49	4.3%	141	2	0.2%	-218
病院	2	0.2%	181	0	0.0%	-
簡易課税	137	12.0%	192	25	2.2%	-76
無床診療所	53	4.7%	155	11	1.0%	-86
有床診療所	39	3.4%	150	11	1.0%	-50
病院	45	4.0%	270	3	0.3%	-137
合計(免税+簡易課税)	592	52.0%	139	50	4.4%	-96
無床診療所	457	40.2%	125	34	3.0%	-100
有床診療所	88	7.7%	145	13	1.1%	-76
病院	47	4.1%	266	3	0.3%	-137

※客体数の構成比は有効回答総数1138に対する割合

³ 本稿において益税とは、自由診療等の課税売上に関して預かった消費税の全部または一部が納税されずに事業者の手許に残るものを言う。益税が発生する原因には、①免税事業者、②簡易課税制度、③課税売上割合95%以上の場合の全額控除制度の3つがある(①②はこれまでの改正で徐々に縮小されてきた。③は医療機関にはほぼ無関係と考えてよい)。益税は課税売上に関して発生する問題であり、非課税売上に関して発生する控除対象外消費税とは別の問題ではあるが、この機会に関連項目として集計した。

⁴ 免税事業者又は簡易課税を選択したことにより、一般課税よりも不利(納税額の増加、還付税額の減少)になる場合を、「益税が0円以下の施設」として集計した。

(5) 課税方式等の適用状況

消費税の免税点制度や簡易課税制度といった小規模事業者の負担軽減のための特例的な課税方式は、消費税創設以来の累次の改正で徐々に縮小されてきた。

とはいえ、現在でも、診療所の7割前後が免税事業者に該当し、2割前後が簡易課税を適用している。一方、病院では8割以上が一般課税を適用しており、簡易課税は1割前後、免税事業者はほとんどない状況である。

病院・診療所別 課税方式等別施設数

	H18年度		H19年度	
	客体数	客体構成比	客体数	客体構成比
診療所				
1. 免税事業者	511	68.9%	478	71.4%
2. 簡易課税制度	149	20.1%	114	17.0%
3. 一般課税（個別対応方式）	22	3.0%	21	3.1%
4. 一般課税（一括比例配分方式）	52	7.0%	42	6.3%
無回答・無効回答	8	1.1%	14	2.1%
合計	742	100.0%	669	100.0%
病院				
1. 免税事業者	2	0.4%	2	0.4%
2. 簡易課税制度	49	10.7%	48	10.3%
3. 一般課税（個別対応方式）	95	20.7%	95	20.5%
4. 一般課税（一括比例配分方式）	292	63.5%	297	64.0%
無回答・無効回答	22	4.8%	22	4.7%
合計	460	100.0%	464	100.0%
病院・診療所合計				
1. 免税事業者	513	42.5%	480	42.2%
2. 簡易課税制度	198	16.4%	162	14.2%
3. 一般課税（個別対応方式）	117	9.7%	116	10.2%
4. 一般課税（一括比例配分方式）	349	28.9%	344	30.2%
無回答・無効回答	30	2.5%	36	3.2%
合計	1,207	100.0%	1,138	100.0%

病院診療所の区分が無効の客体が5件あるため合計が一致しない。

(6) 総収入額（総収益）の規模

日本医師会はゼロ税率ないし軽減税率等による課税制度とすることを求めている⁵。仮にそうなった場合、医療機関の総収入額はほぼ全額が課税売上となる。大多数の医療機関は課税売上高が 5,000 万円を超え、簡易課税の適用を受ける医療機関は大きく減少することとなる。病院は言うに及ばず、診療所においても 85%前後が一般課税の適用を受けることになると考えられる。

総収入規模別施設数

		合計		診療所		病院		無回答・ 無効回答
			構成比%		構成比%		構成比%	
H18年度	総収入5千万円以下	104	8.6%	104	14.0%	0	0.0%	0
	総収入5千万円超	1,103	91.4%	638	86.0%	460	100.0%	5
	総数	1,207	100.0%	742	100.0%	460	100.0%	5
H19年度	総収入5千万円以下	110	9.7%	110	16.4%	0	0.0%	0
	総収入5千万円超	1,028	90.3%	559	83.6%	464	100.0%	5
	総数	1,138	100.0%	669	100.0%	464	100.0%	5

以上

⁵ 平成 21 年度 医療に関する税制に対する意見（平成 20 年 8 月）日本医師会

まとめ

- (1) 控除対象外消費税の負担 (2.2%) を、医薬品・材料から生ずる部分 (1.1%) と、それ以外の部分 (1.1%) に分けてみると、前者は薬価による補填 (1.1%) と近似し、後者は診療報酬による補填 (0.43%) を大きく上回っている。
- (2) 医薬品・材料以外から生ずる部分の負担 (1.1%) を、設備投資から生ずる部分 (0.35%) とその他の支出から生ずる部分 (0.74%) に分けてみると、変動要因の大部分は設備投資であり、その負担は一部の医療機関に極端に偏っている。

集計表

調査票

H18年度(全体)

	客体数	客体構成比	①	②	③	④
			課税売上	総収入	課税売上割合 (①/②)	課税費用
開設者区分						
1. 国	9	0.7%	351,324	9,402,819	3.7%	3,615,049
国立大学法人	0	0.0%	-	-	-	-
国立大学法人以外の法人	9	0.7%	351,324	9,402,819	3.7%	3,615,049
2. 公的医療機関	127	10.5%	304,344	7,791,152	3.9%	2,949,808
都道府県	19	1.6%	280,697	9,155,811	3.1%	3,567,352
市町村	71	5.9%	279,214	7,680,263	3.6%	2,886,657
日赤・済生会	20	1.7%	346,134	6,413,982	5.4%	2,589,334
厚生連	11	0.9%	435,638	8,271,894	5.3%	3,127,058
ア～エ以外の法人	6	0.5%	296,604	8,491,125	3.5%	2,618,156
3. 社会保険関係団体	7	0.6%	519,323	7,506,990	6.9%	3,050,502
4. 公益法人	45	3.7%	605,134	5,563,977	10.9%	2,218,511
5. 医療法人	664	55.0%	81,276	1,175,734	6.9%	406,272
6. 学校法人	1	0.1%				
7. 社会福祉法人	16	1.3%	303,116	5,802,573	5.2%	2,401,815
8. 医療生協	7	0.6%	204,332	3,801,773	5.4%	1,417,971
9. 会社	0	0.0%	-	-	-	-
10. その他の法人	8	0.7%	489,412	6,649,651	7.4%	2,721,590
11. 個人	314	26.0%	14,979	179,276	8.4%	71,342
無回答	3	0.2%	60,482	526,741	11.5%	146,926
無効回答	6	0.5%	238,529	4,084,178	5.8%	1,726,002
合計	1,207	100.0%	118,685	2,000,070	5.9%	747,124
病・診区分						
1. 無床診療所	584	48.4%	24,319	152,274	16.0%	55,838
2. 有床診療所	158	13.1%	22,657	310,034	7.3%	119,038
3. 病院	460	38.1%	268,524	4,875,611	5.5%	1,823,089
無回答	2	0.2%	265,980	3,311,090	8.0%	1,100,934
無効回答	3	0.2%	472,594	8,922,347	5.3%	3,179,456
合計	1,207	100.0%	118,685	2,000,070	5.9%	747,124
課税方式等						
1. 免税事業者	513	42.5%	3,959	112,467	3.5%	43,129
2. 簡易課税制度	198	16.4%	24,786	494,915	5.0%	152,191
3. 一般課税(個別対応方式)	117	9.7%	257,055	3,558,510	7.2%	1,283,988
4. 一般課税(一括比例配分方式)	349	28.9%	275,159	4,799,719	5.7%	1,825,123
無回答	17	1.4%	152,744	2,526,649	6.0%	742,374
無効回答	13	1.1%	585,496	9,538,060	6.1%	3,823,427
合計	1,207	100.0%	118,685	2,000,070	5.9%	747,124

※控除対象外消費税は社会保険診療等以外の非課税収入に対しても生じる(ただし金額は僅少)ことから、表中③においては、社会保険診療等収入にかか

(金額は1施設当たり、単位:千円)

⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
総費用	設備投資	課税仕入 (④+⑥)	総収入対 課税仕入 の比率 (⑦/②)	社会保険 診療等収入	控除対象外 消費税額	社保診等収入 に占める控除 対象外消費税 の割合 (⑩/⑨)	⑪のうち課税 費用対応分 (⑪×④/⑦)	⑪のうち設備 投資対応分 (⑪×⑥/⑦)
9,089,709	467,232	4,082,280	43.4%	8,752,590	189,985	2.2%	1.9%	0.2%
-	-	-	-	-	-	-	-	-
9,089,709	467,232	4,082,280	43.4%	8,752,590	189,985	2.2%	1.9%	0.2%
7,986,192	600,652	3,550,460	45.6%	6,762,588	154,884	2.3%	1.9%	0.4%
9,473,546	371,895	3,939,247	43.0%	7,455,118	161,058	2.2%	2.0%	0.2%
7,897,583	735,826	3,622,483	47.2%	6,640,099	157,710	2.4%	1.9%	0.5%
6,555,789	651,212	3,240,547	50.5%	5,919,898	149,226	2.5%	2.0%	0.5%
8,353,567	255,466	3,382,524	40.9%	7,663,367	156,480	2.0%	1.9%	0.2%
8,419,250	189,808	2,807,964	33.1%	7,176,564	117,831	1.6%	1.5%	0.1%
7,389,474	226,583	3,277,085	43.7%	6,844,888	150,072	2.2%	2.0%	0.2%
5,465,358	685,666	2,904,177	52.2%	4,826,496	127,662	2.6%	2.0%	0.6%
1,119,805	53,348	459,620	39.1%	1,067,642	20,785	1.9%	1.7%	0.2%
-	-	-	-	-	-	-	-	-
5,818,756	426,452	2,828,267	48.7%	5,403,969	132,004	2.4%	2.1%	0.4%
3,720,223	127,398	1,545,370	40.6%	3,551,469	72,484	2.0%	1.9%	0.2%
-	-	-	-	-	-	-	-	-
6,392,898	755,053	3,476,643	52.3%	5,631,705	144,414	2.6%	2.0%	0.6%
151,245	7,672	79,013	44.1%	162,534	3,600	2.2%	2.0%	0.2%
520,165	2,589	149,516	28.4%	451,673	6,417	1.4%	1.4%	0.0%
3,821,839	721,192	2,447,194	59.9%	3,819,585	113,896	3.0%	2.1%	0.9%
1,972,470	139,899	887,023	44.3%	1,776,776	39,437	2.2%	1.9%	0.4%
-	-	-	-	-	-	-	-	-
134,771	9,745	65,583	43.1%	125,088	2,650	2.1%	1.8%	0.3%
285,791	13,157	132,195	42.6%	278,837	5,960	2.1%	1.9%	0.2%
4,836,859	340,209	2,163,298	44.4%	4,341,921	96,455	2.2%	1.9%	0.3%
3,136,494	1,982,830	3,083,763	93.1%	3,035,466	141,281	4.7%	1.7%	3.0%
8,560,750	208,861	3,388,317	38.0%	8,035,391	153,207	1.9%	1.8%	0.1%
1,972,470	139,899	887,023	44.3%	1,776,776	39,437	2.2%	1.9%	0.4%
-	-	-	-	-	-	-	-	-
96,599	4,097	47,226	42.0%	106,287	2,241	2.1%	1.9%	0.2%
464,170	20,658	172,850	34.9%	456,494	8,005	1.8%	1.5%	0.2%
3,480,568	185,309	1,469,297	41.3%	3,232,435	66,679	2.1%	1.8%	0.3%
4,781,494	319,199	2,144,323	44.7%	4,219,985	94,335	2.2%	1.9%	0.3%
2,486,962	88,898	831,272	32.9%	2,111,871	34,916	1.7%	1.5%	0.2%
9,312,629	2,159,490	5,982,917	62.7%	8,675,842	272,931	3.1%	2.0%	1.1%
1,972,470	139,899	887,023	44.3%	1,776,776	39,437	2.2%	1.9%	0.4%

る控除対象外消費税に限って計上し、これを単に「控除対象外消費税」としている。

H19年度(全体)

	客体数	客体構成比	①	②	③	④
			課税売上	総収入	課税売上割合 (①/②)	課税費用
開設者区分						
1. 国	10	0.9%	416,518	10,520,878	4.0%	3,989,366
国立大学法人	0	0.0%	-	-	-	-
国立大学法人以外の法人	10	0.9%	416,518	10,520,878	4.0%	3,989,366
2. 公的医療機関	127	11.2%	305,160	8,035,796	3.8%	3,038,680
都道府県	19	1.7%	294,235	9,324,440	3.2%	3,648,298
市町村	71	6.2%	279,214	7,760,542	3.6%	2,955,224
日赤・済生会	20	1.8%	336,458	7,348,179	4.6%	2,594,105
厚生連	11	1.0%	442,161	8,540,502	5.2%	3,447,737
ア～エ以外の法人	6	0.5%	291,291	8,579,013	3.4%	2,827,775
3. 社会保険関係団体	7	0.6%	870,186	7,697,700	11.3%	3,066,827
4. 公益法人	46	4.0%	632,374	6,075,222	10.4%	2,462,725
5. 医療法人	574	50.4%	91,320	1,354,502	6.7%	465,313
6. 学校法人	1	0.1%				
7. 社会福祉法人	17	1.5%	339,769	6,250,053	5.4%	2,421,118
8. 医療生協	7	0.6%	209,719	3,961,315	5.3%	1,457,930
9. 会社	0	0.0%	-	-	-	-
10. その他の法人	8	0.7%	499,603	7,290,466	6.9%	2,919,964
11. 個人	332	29.2%	14,699	178,855	8.2%	70,788
無回答	3	0.3%	56,989	499,292	11.4%	138,893
無効回答	6	0.5%	237,612	4,589,247	5.2%	1,971,444
合計	1,138	100.0%	130,336	2,213,228	5.9%	824,645
病・診区分						
1. 無床診療所	542	47.6%	25,892	149,556	17.3%	56,089
2. 有床診療所	127	11.2%	22,758	316,596	7.2%	117,537
3. 病院	464	40.8%	278,937	5,088,897	5.5%	1,896,442
無回答	2	0.2%	235,910	4,429,444	5.3%	1,544,934
無効回答	3	0.3%	499,855	9,093,124	5.5%	3,359,773
合計	1,138	100.0%	130,336	2,213,228	5.9%	824,645
課税方式等						
1. 免税事業者	480	42.2%	4,087	104,287	3.9%	39,893
2. 簡易課税制度	162	14.2%	20,834	521,219	4.0%	166,066
3. 一般課税(個別対応方式)	116	10.2%	303,835	3,883,764	7.8%	1,368,458
4. 一般課税(一括比例配分方式)	344	30.2%	280,214	5,048,725	5.6%	1,910,549
無回答	23	2.0%	147,088	2,760,132	5.3%	1,079,753
無効回答	13	1.1%	612,583	10,261,313	6.0%	3,968,438
合計	1,138	100.0%	130,336	2,213,228	5.9%	824,645

※控除対象外消費税は社会保険診療等以外の非課税収入に対しても生じる(ただし金額は僅少)ことから、表中③においては、社会保険診療等収入にか

(金額は1施設当たり、単位:千円)

⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
総費用	設備投資	課税仕入 (④+⑥)	総収入対 課税仕入 の比率 (⑦/②)	社会保険 診療等収入	控除対象外 消費税額	社保診等収入 に占める控除 対象外消費税 の割合 (⑩/⑨)	⑪のうち課税 費用対応分 (⑪×④/⑦)	⑪のうち設備 投資対応分 (⑪×⑥/⑦)
9,972,351	345,117	4,334,483	41.2%	9,776,040	201,486	2.1%	1.9%	0.2%
-	-	-	-	-	-	-	-	-
9,972,351	345,117	4,334,483	41.2%	9,776,040	201,486	2.1%	1.9%	0.2%
8,144,773	664,018	3,702,698	46.1%	6,899,822	159,282	2.3%	1.9%	0.4%
9,569,280	488,517	4,136,815	44.4%	7,627,614	169,478	2.2%	2.0%	0.3%
8,029,259	808,568	3,763,792	48.5%	6,738,673	163,385	2.4%	1.9%	0.5%
6,928,602	266,806	2,860,911	38.9%	6,171,414	121,867	2.0%	1.8%	0.2%
8,504,913	222,828	3,670,565	43.0%	7,850,982	168,712	2.1%	2.0%	0.1%
8,394,404	1,642,141	4,469,916	52.1%	7,186,317	185,875	2.6%	1.6%	1.0%
7,690,488	226,288	3,293,115	42.8%	7,043,150	151,101	2.1%	2.0%	0.1%
5,942,420	894,480	3,357,205	55.3%	5,268,594	147,641	2.8%	2.1%	0.7%
1,281,041	69,159	534,472	39.5%	1,235,646	24,312	2.0%	1.7%	0.3%
6,066,730	224,342	2,645,460	42.3%	5,802,023	123,087	2.1%	1.9%	0.2%
3,814,980	93,901	1,551,830	39.2%	3,700,747	72,836	2.0%	1.8%	0.1%
-	-	-	-	-	-	-	-	-
6,955,578	173,026	3,092,990	42.4%	6,386,998	135,576	2.1%	2.0%	0.1%
150,352	5,813	76,601	42.8%	162,076	3,472	2.1%	2.0%	0.2%
505,307	4,436	143,329	28.7%	428,474	6,187	1.4%	1.4%	0.0%
4,249,352	56,573	2,028,016	44.2%	4,281,235	94,667	2.2%	2.1%	0.1%
2,161,913	156,764	981,408	44.3%	1,961,890	43,490	2.2%	1.9%	0.4%
131,986	7,299	63,388	42.4%	120,618	2,600	2.2%	1.9%	0.2%
283,351	6,469	124,006	39.2%	284,784	5,617	2.0%	1.9%	0.1%
4,995,145	372,237	2,268,679	44.6%	4,521,885	100,703	2.2%	1.9%	0.4%
4,226,213	35,311	1,580,245	35.7%	4,070,828	72,646	1.8%	1.7%	0.0%
8,845,331	277,082	3,636,855	40.0%	8,263,966	165,711	2.0%	1.9%	0.2%
2,161,913	156,764	981,408	44.3%	1,961,890	43,490	2.2%	1.9%	0.4%
89,776	3,980	43,874	42.1%	97,834	2,064	2.1%	1.9%	0.2%
483,258	23,555	189,621	36.4%	485,044	8,838	1.8%	1.6%	0.2%
3,658,141	160,550	1,529,009	39.4%	3,470,063	68,312	2.0%	1.8%	0.2%
5,020,219	343,151	2,253,700	44.6%	4,457,406	99,282	2.2%	1.9%	0.3%
2,709,837	121,320	1,201,073	43.5%	2,381,824	52,864	2.2%	2.0%	0.2%
9,634,706	2,554,821	6,523,259	63.6%	8,956,642	290,421	3.2%	2.0%	1.3%
2,161,913	156,764	981,408	44.3%	1,961,890	43,490	2.2%	1.9%	0.4%

る控除対象外消費税に限って計上し、これを単に「控除対象外消費税」としている。

H18年度(病院 開設者等別)

	客体数	客体構成比	①	②	③	④
			課税売上	総収入	課税売上割合 (①/②)	課税費用
開設者区分						
1. 国	9	2.0%	351,324	9,402,819	3.7%	3,615,049
国立大学法人	0	0.0%	-	-	-	-
国立大学法人以外の法人	9	2.0%	351,324	9,402,819	3.7%	3,615,049
2. 公的医療機関	122	26.5%	307,757	7,966,874	3.9%	3,018,654
都道府県	19	4.1%	280,697	9,155,811	3.1%	3,567,352
市町村	68	14.8%	280,516	7,769,747	3.6%	2,923,342
日赤・済生会	19	4.1%	346,076	6,732,748	5.1%	2,718,774
厚生連	11	2.4%	435,638	8,271,894	5.3%	3,127,058
ア～エ以外の法人	5	1.1%	354,114	10,148,477	3.5%	3,130,920
3. 社会保険関係団体	7	1.5%	519,323	7,506,990	6.9%	3,050,502
4. 公益法人	38	8.3%	524,582	6,371,340	8.2%	2,548,604
5. 医療法人	243	52.8%	187,641	2,781,821	6.7%	954,854
6. 学校法人	1	0.2%				
7. 社会福祉法人	15	3.3%	323,201	6,183,618	5.2%	2,559,529
8. 医療生協	6	1.3%	232,891	4,368,908	5.3%	1,633,411
9. 会社	0	0.0%	-	-	-	-
10. その他の法人	6	1.3%	598,974	8,772,350	6.8%	3,602,902
11. 個人	10	2.2%	269,243	2,428,440	11.1%	931,409
無回答	1	0.2%	179,879	1,382,534	13.0%	384,386
無効回答	2	0.4%	420,169	8,473,972	5.0%	3,864,800
合計	460	100.0%	268,524	4,875,611	5.5%	1,823,089
病院種別						
1. 一般病床	273	59.3%	363,782	6,841,861	5.3%	2,661,082
2. 療養病床	34	7.4%	190,201	1,325,853	14.3%	361,311
3. 精神科病床	46	10.0%	84,312	1,810,412	4.7%	436,871
4. その他	106	23.0%	130,043	2,308,308	5.6%	747,520
5. 無回答	1	0.2%				
無効回答	0	0.0%	-	-	-	-
合計	460	100.0%	268,524	4,875,611	5.5%	1,823,089
課税方式等						
1. 免税事業者	2	0.4%	8,858	636,957	1.4%	420,368
2. 簡易課税制度	49	10.7%	41,812	1,211,993	3.4%	326,830
3. 一般課税(個別対応方式)	95	20.7%	260,121	4,263,177	6.1%	1,535,872
4. 一般課税(一括比例配分方式)	292	63.5%	300,856	5,522,955	5.4%	2,104,025
無回答	10	2.2%	131,516	4,079,486	3.2%	1,186,418
無効回答	12	2.6%	631,478	10,301,662	6.1%	4,134,876
合計	460	100.0%	268,524	4,875,611	5.5%	1,823,089

※控除対象外消費税は社会保険診療等以外の非課税収入に対しても生じる(ただし金額は僅少)ことから、表中③においては、社会保険診療等収入にかか

(金額は1施設当たり、単位:千円)

⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
総費用	設備投資	課税仕入 (④+⑥)	総収入対 課税仕入 の比率 (⑦/②)	社会保険 診療等収入	控除対象外 消費税額	社保診等収入 に占める控除 対象外消費税 の割合 (⑩/⑨)	⑪のうち課税 費用対応分 (⑪×④/⑦)	⑪のうち設備 投資対応分 (⑪×⑥/⑦)
9,089,709	467,232	4,082,280	43.4%	8,752,590	189,985	2.2%	1.9%	0.2%
-	-	-	-	-	-	-	-	-
9,089,709	467,232	4,082,280	43.4%	8,752,590	189,985	2.2%	1.9%	0.2%
8,170,909	619,207	3,637,862	45.7%	6,915,754	158,723	2.3%	1.9%	0.4%
9,473,546	371,895	3,939,247	43.0%	7,455,118	161,058	2.2%	2.0%	0.2%
7,997,813	757,568	3,680,910	47.4%	6,713,631	160,214	2.4%	1.9%	0.5%
6,883,320	685,387	3,404,161	50.6%	6,230,952	157,070	2.5%	2.0%	0.5%
8,353,567	255,466	3,382,524	40.9%	7,663,367	156,480	2.0%	1.9%	0.2%
10,065,983	226,033	3,356,952	33.1%	8,572,532	140,791	1.6%	1.5%	0.1%
7,389,474	226,583	3,277,085	43.7%	6,844,888	150,072	2.2%	2.0%	0.2%
6,254,860	802,376	3,350,980	52.6%	5,695,933	150,763	2.6%	2.0%	0.6%
2,657,197	122,515	1,077,369	38.7%	2,531,048	48,955	1.9%	1.7%	0.2%
6,200,813	454,882	3,014,411	48.7%	5,759,619	140,709	2.4%	2.1%	0.4%
4,278,563	148,509	1,781,920	40.8%	4,082,384	83,601	2.0%	1.9%	0.2%
-	-	-	-	-	-	-	-	-
8,416,500	1,006,738	4,609,639	52.5%	7,468,856	191,939	2.6%	2.0%	0.6%
2,345,220	78,874	1,010,282	41.6%	2,131,079	44,335	2.1%	1.9%	0.2%
1,377,303	5,328	389,714	28.2%	1,159,068	16,336	1.4%	1.4%	0.0%
7,971,157	172,135	4,036,935	47.6%	7,986,249	190,119	2.4%	2.3%	0.1%
4,836,859	340,209	2,163,298	44.4%	4,341,921	96,455	2.2%	1.9%	0.3%
6,809,351	516,537	3,177,619	46.4%	6,078,138	141,458	2.3%	1.9%	0.4%
1,241,876	65,255	426,565	32.2%	1,099,459	17,940	1.6%	1.4%	0.2%
1,780,307	97,537	534,409	29.5%	1,694,765	24,988	1.5%	1.2%	0.3%
2,266,170	82,035	829,555	35.9%	2,082,811	37,387	1.8%	1.6%	0.2%
-	-	-	-	-	-	-	-	-
4,836,859	340,209	2,163,298	44.4%	4,341,921	96,455	2.2%	1.9%	0.3%
558,644	3,497	423,864	66.5%	616,545	20,503	3.3%	3.3%	0.0%
1,173,563	54,117	380,946	31.4%	1,123,279	17,710	1.6%	1.4%	0.2%
4,170,359	223,739	1,759,611	41.3%	3,920,287	80,849	2.1%	1.8%	0.3%
5,510,530	354,067	2,458,092	44.5%	4,866,725	108,463	2.2%	1.9%	0.3%
4,035,159	135,459	1,321,877	32.4%	3,505,183	57,525	1.6%	1.5%	0.2%
10,060,233	2,319,985	6,454,861	62.7%	9,370,596	294,472	3.1%	2.0%	1.1%
4,836,859	340,209	2,163,298	44.4%	4,341,921	96,455	2.2%	1.9%	0.3%

る控除対象外消費税に限って計上し、これを単に「控除対象外消費税」としている。

H19年度(病院 開設者等別)

	客体数	客体構成比	①	②	③	④
			課税売上	総収入	課税売上割合 (①/②)	課税費用
開設者区分						
1. 国	10	2.2%	416,518	10,520,878	4.0%	3,989,366
国立大学法人	0	0.0%	-	-	-	-
国立大学法人以外の法人	10	2.2%	416,518	10,520,878	4.0%	3,989,366
2. 公的医療機関	123	26.5%	306,277	8,154,742	3.8%	3,085,304
都道府県	19	4.1%	294,235	9,324,440	3.2%	3,648,298
市町村	69	14.9%	276,689	7,740,699	3.6%	2,950,127
日赤・済生会	19	4.1%	336,133	7,712,625	4.4%	2,725,078
厚生連	11	2.4%	442,161	8,540,502	5.2%	3,447,737
ア～エ以外の法人	5	1.1%	347,949	10,255,059	3.4%	3,382,880
3. 社会保険関係団体	7	1.5%	870,186	7,697,700	11.3%	3,066,827
4. 公益法人	39	8.4%	549,703	6,949,205	7.9%	2,825,192
5. 医療法人	242	52.2%	187,386	2,852,718	6.6%	973,942
6. 学校法人	1					
7. 社会福祉法人	16	3.4%	360,888	6,636,124	5.4%	2,570,115
8. 医療生協	6	1.3%	239,067	4,558,560	5.2%	1,681,966
9. 会社	0	0.0%	-	-	-	-
10. その他の法人	7	1.5%	524,326	8,258,973	6.3%	3,317,394
11. 個人	10	2.2%	268,010	2,595,831	10.3%	978,269
無回答	1	0.2%	169,267	1,334,282	12.7%	357,595
無効回答	2	0.4%	449,301	8,878,853	5.1%	4,158,810
合計	464	100.0%	278,937	5,088,897	5.5%	1,896,442
病院種別						
1. 一般病床	273	58.8%	394,715	7,243,108	5.4%	2,796,018
2. 療養病床	33	7.1%	89,122	1,286,197	6.9%	352,716
3. 精神科病床	48	10.3%	82,717	1,827,655	4.5%	442,644
4. その他	109	23.5%	134,621	2,309,093	5.8%	763,395
5. 無回答	1	0.2%				
無効回答	0	0.0%	-	-	-	-
合計	464	100.0%	278,937	5,088,897	5.5%	1,896,442
課税方式等						
1. 免税事業者	2	0.4%	8,229	671,783	1.2%	431,508
2. 簡易課税制度	48	10.3%	27,855	1,179,426	2.4%	340,213
3. 一般課税(個別対応方式)	95	20.5%	315,108	4,628,451	6.8%	1,626,141
4. 一般課税(一括比例配分方式)	297	64.0%	297,580	5,624,402	5.3%	2,132,146
無回答	10	2.2%	186,021	6,015,471	3.1%	2,355,938
無効回答	12	2.6%	658,047	11,082,282	5.9%	4,288,802
合計	464	100.0%	278,937	5,088,897	5.5%	1,896,442

※控除対象外消費税は社会保険診療等以外の非課税収入に対しても生じる(ただし金額は僅少)ことから、表中③においては、社会保険診療等収入にかか

(金額は1施設当たり、単位:千円)

⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
総費用	設備投資	課税仕入 (④+⑥)	総収入対 課税仕入 の比率 (⑦/②)	社会保険 診療等収入	控除対象外 消費税額	社保診等収入 に占める控除 対象外消費税 の割合 (⑩/⑨)	⑪のうち課税 費用対応分 (⑪×④/⑦)	⑪のうち設備 投資対応分 (⑪×⑥/⑦)
9,972,351	345,117	4,334,483	41.2%	9,776,040	201,486	2.1%	1.9%	0.2%
-	-	-	-	-	-	-	-	-
9,972,351	345,117	4,334,483	41.2%	9,776,040	201,486	2.1%	1.9%	0.2%
8,268,026	681,437	3,766,741	46.2%	6,998,963	161,950	2.3%	1.9%	0.4%
9,569,280	488,517	4,136,815	44.4%	7,627,614	169,478	2.2%	2.0%	0.3%
8,018,106	824,790	3,774,916	48.8%	6,713,594	163,691	2.4%	1.9%	0.5%
7,271,825	280,849	3,005,927	39.0%	6,495,838	128,276	2.0%	1.8%	0.2%
8,504,913	222,828	3,670,565	43.0%	7,850,982	168,712	2.1%	2.0%	0.1%
10,036,578	1,967,449	5,350,329	52.2%	8,585,608	222,402	2.6%	1.6%	1.0%
7,690,488	226,288	3,293,115	42.8%	7,043,150	151,101	2.1%	2.0%	0.1%
6,793,755	1,050,623	3,875,816	55.8%	6,196,355	173,765	2.8%	2.0%	0.8%
2,702,873	149,092	1,123,033	39.4%	2,609,680	51,177	2.0%	1.7%	0.3%
6,441,312	238,363	2,808,478	42.3%	6,160,236	130,667	2.1%	1.9%	0.2%
4,390,665	108,188	1,790,154	39.3%	4,260,169	84,050	2.0%	1.9%	0.1%
-	-	-	-	-	-	-	-	-
7,875,476	197,744	3,515,137	42.6%	7,274,827	154,612	2.1%	2.0%	0.1%
2,475,504	67,085	1,045,354	40.3%	2,290,530	46,079	2.0%	1.9%	0.1%
1,328,859	9,936	367,531	27.5%	1,123,867	15,479	1.4%	1.3%	0.0%
8,160,817	116,537	4,275,347	48.2%	8,342,139	200,680	2.4%	2.3%	0.1%
4,995,145	372,237	2,268,679	44.6%	4,521,885	100,703	2.2%	1.9%	0.4%
7,127,162	550,921	3,346,939	46.2%	6,408,554	148,412	2.3%	1.9%	0.4%
1,196,832	17,176	369,891	28.8%	1,160,406	16,583	1.4%	1.4%	0.1%
1,772,796	88,478	531,122	29.1%	1,699,822	24,682	1.5%	1.2%	0.2%
2,254,315	160,251	923,646	40.0%	2,080,797	40,830	2.0%	1.6%	0.3%
-	-	-	-	-	-	-	-	-
4,995,145	372,237	2,268,679	44.6%	4,521,885	100,703	2.2%	1.9%	0.4%
600,603	262	431,770	64.3%	658,582	21,199	3.2%	3.2%	0.0%
1,129,995	66,948	407,161	34.5%	1,105,190	19,090	1.7%	1.4%	0.3%
4,360,463	193,961	1,820,102	39.3%	4,181,680	82,251	2.0%	1.8%	0.2%
5,602,492	387,553	2,519,699	44.8%	4,974,517	111,124	2.2%	1.9%	0.3%
5,933,465	276,262	2,632,199	43.8%	5,300,226	117,963	2.2%	2.0%	0.2%
10,398,962	2,767,636	7,056,439	63.7%	9,674,589	314,189	3.2%	2.0%	1.3%
4,995,145	372,237	2,268,679	44.6%	4,521,885	100,703	2.2%	1.9%	0.4%

る控除対象外消費税に限って計上し、これを単に「控除対象外消費税」としている。

H18年度(病院 病床規模別)

	客体数	客体構成比	①	②	③	④
			課税売上	総収入	課税売上割合 (①/②)	課税費用
一般病床の病院						
20～100床	48	17.6%	87,319	1,244,375	7.0%	449,848
101～300床	94	34.4%	207,302	3,651,290	5.7%	1,310,761
301～500床	75	27.5%	409,845	8,141,084	5.0%	3,184,883
501～700床	38	13.9%	644,362	13,041,110	4.9%	5,156,153
701床以上	15	5.5%	1,195,195	22,213,194	5.4%	9,159,621
無回答	3	1.1%	827,598	8,511,815	9.7%	3,158,919
合計	273	100.0%	363,782	6,841,861	5.3%	2,661,082
療養病床の病院						
20～100床	10	29.4%	47,146	550,968	8.6%	160,054
101～300床	21	61.8%	103,141	1,490,823	6.9%	408,216
301～500床	2	5.9%	129,976	2,286,094	5.7%	546,331
501～700床	1	2.9%				
701床以上	0	0.0%	-	-	-	-
無回答	0	0.0%	-	-	-	-
合計	34	100.0%	190,201	1,325,853	14.3%	361,311
精神科病床の病院						
20～100床	3	6.5%	40,760	794,176	5.1%	213,080
101～300床	22	47.8%	57,029	1,246,301	4.6%	313,645
301～500床	14	30.4%	117,160	2,250,148	5.2%	509,141
501～700床	5	10.9%	143,463	3,389,459	4.2%	856,137
701床以上	1	2.2%				
無回答	1	2.2%				
合計	46	100.0%	84,312	1,810,412	4.7%	436,871
いずれにも該当しない病院						
20～100床	27	25.5%	62,920	1,109,772	5.7%	349,909
101～300床	61	57.5%	110,381	2,049,476	5.4%	658,959
301～500床	11	10.4%	321,904	4,601,167	7.0%	1,496,627
501～700床	4	3.8%	399,322	6,981,726	5.7%	2,425,089
701床以上	1	0.9%				
無回答	2	1.9%	61,945	2,889,242	2.1%	1,029,128
合計	106	100.0%	130,043	2,308,308	5.6%	747,520
合計						
20～100床	88	19.2%	73,681	1,108,932	6.6%	378,182
101～300床	198	43.1%	149,698	2,661,440	5.6%	903,438
301～500床	102	22.2%	354,701	6,835,965	5.2%	2,583,821
501～700床	48	10.5%	632,705	11,335,963	5.6%	4,394,451
701床以上	17	3.7%	1,061,518	20,123,421	5.3%	8,211,869
無回答	6	1.3%	453,834	5,470,431	8.3%	1,974,515
合計	459	100.0%	268,937	4,882,062	5.5%	1,825,911

*病院種別無回答1を除く

※控除対象外消費税は社会保険診療等以外の非課税収入に対しても生じる(ただし金額は僅少)ことから、

(金額は1施設当たり、単位:千円)

⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
総費用	設備投資	課税仕入 (④+⑥)	総収入対 課税仕入 の比率 (⑦/②)	社会保険 診療等収入	控除対象外 消費税額	社保診等収入 に占める控除 対象外消費税 の割合 (⑩/⑨)	⑪のうち課税 費用対応分 (⑪×④/⑦)	⑪のうち設備 投資対応分 (⑪×⑥/⑦)
1,202,320	56,812	506,661	40.7%	1,092,825	22,506	2.1%	1.8%	0.2%
3,673,951	220,525	1,531,286	41.9%	3,243,074	68,456	2.1%	1.8%	0.3%
8,126,902	407,006	3,591,890	44.1%	7,387,049	163,038	2.2%	2.0%	0.3%
12,872,400	637,239	5,793,392	44.4%	11,426,386	253,990	2.2%	2.0%	0.2%
22,148,427	4,134,522	13,294,142	59.8%	19,434,627	585,016	3.0%	2.1%	0.9%
8,331,622	266,635	3,425,554	40.2%	7,425,493	149,350	2.0%	1.9%	0.2%
6,809,351	516,537	3,177,619	46.4%	6,078,138	141,458	2.3%	1.9%	0.4%
510,782	5,285	165,339	30.0%	460,263	6,944	1.5%	1.5%	0.0%
1,403,163	100,069	508,286	34.1%	1,356,542	23,274	1.7%	1.4%	0.3%
2,038,033	6,142	552,473	24.2%	2,126,502	25,613	1.2%	1.2%	0.0%
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,241,876	65,255	426,565	32.2%	1,099,459	17,940	1.6%	1.4%	0.2%
789,752	11,126	224,206	28.2%	704,015	9,874	1.4%	1.3%	0.1%
1,179,242	132,581	446,226	35.8%	1,170,774	21,049	1.8%	1.3%	0.5%
2,330,074	55,166	564,307	25.1%	2,109,290	26,233	1.2%	1.1%	0.1%
3,212,141	149,482	1,005,619	29.7%	3,152,914	46,767	1.5%	1.3%	0.2%
1,780,307	97,537	534,409	29.5%	1,694,765	24,988	1.5%	1.2%	0.3%
1,058,366	22,918	372,827	33.6%	1,017,146	17,127	1.7%	1.6%	0.1%
2,022,433	95,466	754,425	36.8%	1,846,783	33,868	1.8%	1.6%	0.2%
4,446,109	147,702	1,644,329	35.7%	4,069,089	73,030	1.8%	1.6%	0.2%
7,219,886	143,467	2,568,556	36.8%	6,351,344	116,614	1.8%	1.7%	0.1%
2,640,204	13,810	1,042,938	36.1%	2,776,452	50,288	1.8%	1.8%	0.0%
2,266,170	82,035	829,555	35.9%	2,082,811	37,387	1.8%	1.6%	0.2%
1,065,503	39,000	417,183	37.6%	984,469	18,657	1.9%	1.7%	0.2%
2,647,119	159,449	1,062,888	39.9%	2,382,561	47,740	2.0%	1.7%	0.3%
6,814,921	322,890	2,906,712	42.5%	6,201,683	131,860	2.1%	1.9%	0.2%
11,201,353	533,092	4,927,544	43.5%	9,904,400	215,677	2.2%	1.9%	0.2%
20,054,615	3,650,383	11,862,252	58.9%	17,640,789	522,400	3.0%	2.1%	0.9%
5,279,265	138,824	2,113,339	38.6%	4,865,652	93,831	1.9%	1.8%	0.1%
4,843,758	340,775	2,166,686	44.4%	4,347,387	96,602	2.2%	1.9%	0.3%

表中⑩においては、社会保険診療等収入にかかる控除対象外消費税に限って計上し、これを単に「控除対象外消費税」としている。

H19年度(病院 病床規模別)

	客体数	客体構成比	①	②	③	④
			課税売上	総収入	課税売上割合 (①/②)	課税費用
一般病床の病院						
20～100床	43	15.8%	113,279	1,332,124	8.5%	477,438
101～300床	96	35.2%	237,612	3,689,391	6.4%	1,317,936
301～500床	75	27.5%	421,551	8,502,139	5.0%	3,239,182
501～700床	41	15.0%	673,997	13,628,536	4.9%	5,328,730
701床以上	15	5.5%	1,219,559	22,831,660	5.3%	9,659,166
無回答	3	1.1%	843,944	9,000,084	9.4%	3,319,070
合計	273	100.0%	394,715	7,243,108	5.4%	2,796,018
療養病床の病院						
20～100床	10	30.3%	45,119	539,613	8.4%	155,326
101～300床	21	63.6%	106,495	1,545,334	6.9%	427,905
301～500床	2	6.1%	126,725	2,298,183	5.5%	550,178
501～700床	0	0.0%	-	-	-	-
701床以上	0	0.0%	-	-	-	-
無回答	0	0.0%	-	-	-	-
合計	33	100.0%	89,122	1,286,197	6.9%	352,716
精神科病床の病院						
20～100床	3	6.3%	41,089	794,562	5.2%	208,457
101～300床	23	47.9%	55,370	1,256,043	4.4%	328,114
301～500床	14	29.2%	123,194	2,311,710	5.3%	517,835
501～700床	5	10.4%	132,171	3,360,874	3.9%	844,615
701床以上	1	2.1%	-	-	-	-
無回答	2	4.2%	78,565	1,706,439	4.6%	376,457
合計	48	100.0%	82,717	1,827,655	4.5%	442,644
いずれにも該当しない病院						
20～100床	30	27.5%	61,647	1,089,985	5.7%	338,399
101～300床	61	56.0%	112,130	2,066,530	5.4%	657,266
301～500床	11	10.1%	374,263	4,773,027	7.8%	1,804,148
501～700床	4	3.7%	411,856	7,274,579	5.7%	2,367,148
701床以上	1	0.9%	-	-	-	-
無回答	2	1.8%	62,678	2,950,024	2.1%	1,110,646
合計	109	100.0%	134,621	2,309,093	5.8%	763,395
合計						
20～100床	86	18.6%	84,824	1,136,752	7.5%	382,098
101～300床	201	43.4%	164,978	2,694,432	6.1%	911,183
301～500床	102	22.0%	369,719	7,128,667	5.2%	2,658,179
501～700床	50	10.8%	598,843	12,093,454	5.0%	4,643,392
701床以上	17	3.7%	1,083,475	20,692,947	5.2%	8,656,826
無回答	7	1.5%	402,045	5,187,597	7.8%	1,847,345
合計	463	100.0%	279,357	5,095,532	5.5%	1,899,373

*病院種別無回答1を除く

※控除対象外消費税は社会保険診療等以外の非課税収入に対しても生じる(ただし金額は僅少)ことから、

(金額は1施設当たり、単位:千円)

⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
総費用	設備投資	課税仕入 (④+⑥)	総収入対 課税仕入 の比率 (⑦/②)	社会保険 診療等収入	控除対象外 消費税額	社保診等収入 に占める控除 対象外消費税 の割合 (⑩/⑨)	⑪のうち課税 費用対応分 (⑪×④/⑦)	⑪のうち設備 投資対応分 (⑪×⑥/⑦)
1,284,470	51,316	528,755	39.7%	1,164,824	23,319	2.0%	1.8%	0.2%
3,703,746	198,612	1,516,548	41.1%	3,275,633	67,781	2.1%	1.8%	0.3%
8,285,279	504,670	3,743,852	44.0%	7,592,813	167,940	2.2%	1.9%	0.3%
13,292,143	1,413,080	6,741,810	49.5%	11,912,280	293,854	2.5%	1.9%	0.5%
22,820,380	2,174,910	11,834,076	51.8%	20,231,299	526,356	2.6%	2.1%	0.5%
8,747,942	239,294	3,558,365	39.5%	7,884,349	155,955	2.0%	1.8%	0.1%
7,127,162	550,921	3,346,939	46.2%	6,408,554	148,412	2.3%	1.9%	0.4%
507,369	4,853	160,178	29.7%	459,066	6,786	1.5%	1.4%	0.0%
1,445,656	21,765	449,670	29.1%	1,401,154	20,264	1.4%	1.4%	0.1%
2,031,501	30,602	580,780	25.3%	2,139,258	26,918	1.3%	1.2%	0.1%
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,196,832	17,176	369,891	28.8%	1,160,406	16,583	1.4%	1.4%	0.1%
798,047	4,663	213,120	26.8%	709,899	9,518	1.3%	1.3%	0.0%
1,196,705	74,922	403,036	32.1%	1,181,280	19,004	1.6%	1.3%	0.3%
2,300,082	45,196	563,031	24.4%	2,164,949	26,321	1.2%	1.1%	0.1%
3,204,100	34,183	878,798	26.1%	3,107,488	40,842	1.3%	1.3%	0.1%
1,565,901	34,417	410,873	24.1%	1,501,922	17,966	1.2%	1.1%	0.1%
1,772,796	88,478	531,122	29.1%	1,699,822	24,682	1.5%	1.2%	0.2%
1,044,361	62,899	401,299	36.8%	999,280	18,327	1.8%	1.5%	0.3%
2,036,196	181,303	838,569	40.6%	1,862,408	36,797	2.0%	1.5%	0.4%
4,574,189	364,715	2,168,862	45.4%	4,217,105	94,037	2.2%	1.9%	0.4%
7,277,843	82,277	2,449,425	33.7%	6,545,773	110,179	1.7%	1.6%	0.1%
2,714,447	40,996	1,151,641	39.0%	2,836,563	55,476	2.0%	1.9%	0.1%
2,254,315	160,251	923,646	40.0%	2,080,797	40,830	2.0%	1.6%	0.3%
1,093,382	48,327	430,425	37.9%	1,009,142	19,174	1.9%	1.7%	0.2%
2,674,878	160,729	1,071,912	39.8%	2,411,250	47,832	2.0%	1.7%	0.3%
6,940,943	417,217	3,075,396	43.1%	6,376,832	137,767	2.2%	1.9%	0.3%
11,802,194	1,168,726	5,812,118	48.1%	10,602,481	253,859	2.4%	1.9%	0.5%
20,673,728	2,021,111	10,677,937	51.6%	18,346,380	475,046	2.6%	2.1%	0.5%
4,972,074	124,101	1,971,446	38.0%	4,618,574	87,821	1.9%	1.8%	0.1%
5,002,214	372,965	2,272,337	44.6%	4,527,488	100,861	2.2%	1.9%	0.4%

表中⑩においては、社会保険診療等収入にかかる控除対象外消費税に限って計上し、これを単に「控除対象外消費税」としている。

H18年度(診療所)

	客体数	客体構成比	①	②	③	④
			課税売上	総収入	課税売上割合 (①/②)	課税費用
開設者区分						
1. 国	0	0.0%	-	-	-	-
2. 公的医療機関	3	0.4%	130,492	297,097	43.9%	109,659
3. 社会保険関係団体	0	0.0%	-	-	-	-
4. 公益法人	7	0.9%	1,042,417	1,181,149	88.3%	426,581
5. 医療法人	419	56.5%	18,296	225,484	8.1%	81,557
6. 学校法人	4	0.5%	89,071	262,243	34.0%	79,186
7. 社会福祉法人						
8. 医療生協						
9. 会社						
10. その他の法人	304	41.0%	6,615	105,291	6.3%	43,050
11. 個人						
無回答	2	0.3%	783	98,845	0.8%	28,197
無効回答	3	0.4%	19,687	340,481	5.8%	156,652
合計	742	100.0%	23,965	185,867	12.9%	69,296
診療所の主な診療科						
1. 内科	371	50.0%	34,978	184,758	18.9%	70,516
2. 整形外科	44	5.9%	4,442	141,834	3.1%	52,725
3. 皮膚科	30	4.0%	8,519	120,962	7.0%	43,346
4. 小児科	38	5.1%	11,815	96,046	12.3%	31,602
5. 産婦人科	43	5.8%	39,416	319,278	12.3%	108,144
6. 泌尿器科	14	1.9%	8,640	408,971	2.1%	185,448
7. 精神科	15	2.0%	2,323	100,515	2.3%	29,859
8. 眼科	47	6.3%	3,889	143,896	2.7%	46,452
9. 脳神経外科	4	0.5%	23,447	341,450	6.9%	113,074
10. 外科	31	4.2%	6,428	152,260	4.2%	58,455
11. 耳鼻咽喉科	50	6.7%	2,182	93,816	2.3%	29,674
12. その他	21	2.8%	17,671	294,250	6.0%	106,024
13. 無回答	0	0.0%	-	-	-	-
無効回答	34	4.6%	32,312	328,466	9.8%	134,783
合計	742	100.0%	23,965	185,867	12.9%	69,296
課税方式等						
1. 免税事業者	511	68.9%	3,940	110,414	3.6%	41,653
2. 簡易課税制度	149	20.1%	19,186	259,097	7.4%	94,760
3. 一般課税(個別対応方式)	22	3.0%	243,813	515,626	47.3%	196,306
4. 一般課税(一括比例配分方式)	52	7.0%	119,826	557,880	21.5%	208,705
無回答	7	0.9%	183,070	308,311	59.4%	108,027
無効回答	1	0.1%	-	-	-	-
合計	742	100.0%	23,965	185,867	12.9%	69,296

※控除対象外消費税は社会保険診療等以外の非課税収入に対しても生じる(ただし金額は僅少)ことから、表中④においては、社会保険診療等収入にかか

(金額は1施設当たり、単位:千円)

⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
総費用	設備投資	課税仕入 (④+⑥)	総収入対 課税仕入 の比率 (⑦/②)	社会保険 診療等収入	控除対象外 消費税額	社保診等収入 に占める控除 対象外消費税 の割合 (⑩/⑨)	⑪のうち課税 費用対応分 (⑪×④/⑦)	⑪のうち設備 投資対応分 (⑪×⑥/⑦)
-	-	-	-	-	-	-	-	-
333,164	80,800	190,459	64.1%	140,606	5,170	3.7%	2.1%	1.6%
-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,179,494	52,096	478,677	40.5%	106,692	2,256	2.1%	1.9%	0.2%
211,202	13,180	94,737	42.0%	201,389	4,139	2.1%	1.8%	0.3%
275,567	183	79,369	30.3%	168,926	2,725	1.6%	1.6%	0.0%
79,075	5,330	48,380	45.9%	97,779	2,260	2.3%	2.1%	0.3%
91,597	1,220	29,417	29.8%	97,975	1,458	1.5%	1.4%	0.1%
262,525	5,742	162,394	47.7%	320,131	7,615	2.4%	2.3%	0.1%
166,929	10,472	79,768	42.9%	157,827	3,355	2.1%	1.8%	0.3%
167,727	12,761	83,278	45.1%	146,839	3,246	2.2%	1.9%	0.3%
121,736	6,130	58,855	41.5%	135,667	2,815	2.1%	1.9%	0.2%
106,620	2,732	46,079	38.1%	112,025	2,121	1.9%	1.8%	0.1%
86,416	3,785	35,387	36.8%	82,667	1,528	1.8%	1.7%	0.2%
295,516	9,776	117,921	36.9%	259,836	4,795	1.8%	1.7%	0.2%
346,948	32,170	217,618	53.2%	397,207	10,598	2.7%	2.3%	0.4%
80,510	4,845	34,704	34.5%	81,581	1,509	1.8%	1.6%	0.3%
122,001	8,748	55,199	38.4%	137,861	2,657	1.9%	1.6%	0.3%
296,527	2,788	115,862	33.9%	316,380	5,311	1.7%	1.6%	0.0%
138,971	3,236	61,691	40.5%	142,016	2,894	2.0%	1.9%	0.1%
77,290	7,035	36,709	39.1%	90,777	1,762	1.9%	1.6%	0.4%
266,206	10,386	116,411	39.6%	274,480	5,446	2.0%	1.8%	0.2%
-	-	-	-	-	-	-	-	-
304,135	14,828	149,612	45.5%	286,796	6,584	2.3%	2.1%	0.2%
166,929	10,472	79,768	42.9%	157,827	3,355	2.1%	1.8%	0.3%
94,791	4,099	45,752	41.4%	104,290	2,170	2.1%	1.9%	0.2%
230,879	9,655	104,415	40.3%	237,216	4,814	2.0%	1.8%	0.2%
501,927	19,359	215,664	41.8%	262,164	5,491	2.1%	1.9%	0.2%
532,913	65,783	274,488	49.2%	413,730	9,800	2.4%	1.8%	0.6%
275,253	22,381	130,408	42.3%	121,427	2,617	2.2%	1.8%	0.4%
166,929	10,472	79,768	42.9%	157,827	3,355	2.1%	1.8%	0.3%

る控除対象外消費税に限って計上し、これを単に「控除対象外消費税」としている。

H19年度(診療所)

	客体数	客体構成比	①	②	③	④
			課税売上	総収入	課税売上割合 (①/②)	課税費用
開設者区分						
1. 国	0	0.0%	-	-	-	-
2. 公的医療機関	2	0.3%	175,318	311,241	56.3%	78,927
3. 社会保険関係団体	0	0.0%	-	-	-	-
4. 公益法人	7	1.0%	1,092,967	1,205,891	90.6%	443,265
5. 医療法人	330	49.3%	19,100	232,285	8.2%	83,438
6. 学校法人 7. 社会福祉法人 8. 医療生協 9. 会社 10. その他の法人	3	0.4%	120,675	320,556	37.6%	96,280
11. 個人	322	48.1%	6,833	103,793	6.6%	42,606
無回答	2	0.3%	850	81,797	1.0%	29,542
無効回答	3	0.4%	18,567	334,183	5.6%	155,002
合計	669	100.0%	25,297	181,266	14.0%	67,754
診療所の主な診療科						
1. 内科	333	49.8%	38,240	189,980	20.1%	73,081
2. 整形外科	43	6.4%	4,081	132,902	3.1%	49,810
3. 皮膚科	27	4.0%	3,901	92,074	4.2%	30,853
4. 小児科	37	5.5%	11,649	78,409	14.9%	24,482
5. 産婦人科	37	5.5%	38,487	290,457	13.3%	93,645
6. 泌尿器科	9	1.3%	6,040	430,210	1.4%	221,984
7. 精神科	15	2.2%	2,803	103,198	2.7%	31,681
8. 眼科	43	6.4%	2,527	122,750	2.1%	41,287
9. 脳神経外科	2	0.3%	7,084	214,484	3.3%	45,682
10. 外科	27	4.0%	5,027	112,641	4.5%	45,146
11. 耳鼻咽喉科	46	6.9%	2,969	96,373	3.1%	30,131
12. その他	18	2.7%	16,540	270,589	6.1%	100,614
13. 無回答	0	0.0%	-	-	-	-
無効回答	32	4.8%	39,527	396,336	10.0%	152,811
合計	669	100.0%	25,297	181,266	14.0%	67,754
課税方式等						
1. 免税事業者	478	71.4%	4,070	101,913	4.0%	38,255
2. 簡易課税制度	114	17.0%	17,877	244,079	7.3%	92,741
3. 一般課税(個別対応方式)	21	3.1%	252,840	514,941	49.1%	202,750
4. 一般課税(一括比例配分方式)	42	6.3%	143,828	718,470	20.0%	257,433
無回答	13	1.9%	117,140	256,025	45.8%	98,072
無効回答	1	0.1%	-	-	-	-
合計	669	100.0%	25,297	181,266	14.0%	67,754

※控除対象外消費税は社会保険診療等以外の非課税収入に対しても生じる(ただし金額は僅少)ことから、表中④においては、社会保険診療等収入にか

(金額は1施設当たり、単位:千円)

⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
総費用	設備投資	課税仕入 (④+⑥)	総収入対 課税仕入 の比率 (⑦/②)	社会保険 診療等収入	控除対象外 消費税額	社保診等収入 に占める控除 対象外消費税 の割合 (⑩/⑨)	⑪のうち課税 費用対応分 (⑪×④/⑦)	⑪のうち設備 投資対応分 (⑪×⑥/⑦)
-	-	-	-	-	-	-	-	-
295,451	7,798	86,725	27.9%	98,602	1,666	1.7%	1.5%	0.2%
-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,199,263	24,539	467,804	38.8%	99,638	2,096	2.1%	2.0%	0.1%
216,488	9,944	93,382	40.2%	206,214	4,171	2.0%	1.8%	0.2%
316,860	2,725	99,005	30.9%	195,673	3,226	1.6%	1.6%	0.0%
78,142	3,910	46,516	44.8%	95,974	2,148	2.2%	2.1%	0.2%
93,531	1,686	31,228	38.2%	80,778	1,541	1.9%	1.8%	0.1%
265,148	12,673	167,675	50.2%	314,896	7,881	2.5%	2.3%	0.2%
160,720	7,141	74,895	41.3%	151,782	3,173	2.1%	1.9%	0.2%
169,478	9,787	82,868	43.6%	148,603	3,321	2.2%	2.0%	0.3%
113,650	3,405	53,215	40.0%	126,728	2,532	2.0%	1.9%	0.1%
78,364	2,535	33,388	36.3%	87,414	1,570	1.8%	1.7%	0.1%
65,352	4,497	28,979	37.0%	65,712	1,210	1.8%	1.6%	0.3%
256,698	7,734	101,380	34.9%	232,714	4,063	1.7%	1.6%	0.1%
351,761	993	222,977	51.8%	422,680	10,952	2.6%	2.6%	0.0%
88,586	4,402	36,083	35.0%	84,374	1,610	1.9%	1.7%	0.2%
103,406	3,859	45,146	36.8%	118,427	2,181	1.8%	1.7%	0.2%
191,610	24,903	70,585	32.9%	206,484	3,396	1.6%	1.1%	0.6%
102,368	2,269	47,415	42.1%	102,941	2,191	2.1%	2.0%	0.1%
80,195	2,578	32,709	33.9%	92,643	1,571	1.7%	1.6%	0.1%
260,209	12,686	113,300	41.9%	248,926	5,221	2.1%	1.9%	0.2%
-	-	-	-	-	-	-	-	-
365,818	4,756	157,567	39.8%	347,182	6,924	2.0%	1.9%	0.1%
160,720	7,141	74,895	41.3%	151,782	3,173	2.1%	1.9%	0.2%
87,638	3,996	42,251	41.5%	95,487	1,984	2.1%	1.9%	0.2%
210,948	5,285	98,026	40.2%	223,930	4,522	2.0%	1.9%	0.1%
480,971	9,406	212,156	41.2%	250,845	5,256	2.1%	2.0%	0.1%
667,310	48,545	305,978	42.6%	547,208	12,066	2.2%	1.9%	0.3%
230,123	2,134	100,206	39.1%	136,900	2,787	2.0%	2.0%	0.0%
160,720	7,141	74,895	41.3%	151,782	3,173	2.1%	1.9%	0.2%

る控除対象外消費税に限って計上し、これを単に「控除対象外消費税」としている。

H18年度(社会保険診療等収入に占める控除対象外消費税の負担割合別)

	客体数	客体構成比	①	②	③	④
			課税売上	総収入	課税売上割合 (①/②)	課税費用

控除対象外消費税の負担割合⑩(病・診全体)

1. 2.0%以下	644	53.4%	90,772	1,387,046	6.5%	415,014
2. 2.0%超 4.0%以下	529	43.8%	146,871	2,656,498	5.5%	1,104,136
3. 4.0%超 6.0%以下	19	1.6%	285,259	4,444,288	6.4%	1,972,386
4. 6.0%超	15	1.2%	112,045	2,073,173	5.4%	863,117
合計	1,207	100.0%	118,685	2,000,070	5.9%	747,124

※控除対象外消費税は社会保険診療等以外の非課税収入に対しても生じる(ただし金額は僅少)ことから、表中⑩においては、社会保険診療等収入

H19年度(社会保険診療等収入に占める控除対象外消費税の負担割合別)

	客体数	客体構成比	①	②	③	④
			課税売上	総収入	課税売上割合 (①/②)	課税費用

控除対象外消費税の負担割合⑩(病・診全体)

1. 2.0%以下	636	55.9%	101,088	1,644,389	6.1%	500,720
2. 2.0%超 4.0%以下	470	41.3%	163,514	2,889,325	5.7%	1,217,669
3. 4.0%超 6.0%以下	19	1.7%	303,719	4,658,650	6.5%	1,912,217
4. 6.0%超	13	1.1%	108,316	2,025,010	5.3%	873,123
合計	1,138	100.0%	130,336	2,213,228	5.9%	824,645

※控除対象外消費税は社会保険診療等以外の非課税収入に対しても生じる(ただし金額は僅少)ことから、表中⑩においては、社会保険診療等収入

(金額は1施設あたり、単位:千円)

⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
総費用	設備投資	課税仕入 (④+⑥)	総収入対 課税仕入 の比率 (⑦/②)	社会保険 診療等収入	控除対象外 消費税額	社保診等収入 に占める控除 対象外消費税 の負担割合 (⑩/⑨)	⑪のうち課税 費用対応分 (⑪×④/⑦)	⑪のうち設備 投資対応分 (⑪×⑥/⑦)
1,341,959	32,536	447,549	32.3%	1,225,240	19,761	1.6%	1.5%	0.1%
2,644,370	141,992	1,246,128	46.9%	2,364,821	55,474	2.3%	2.1%	0.3%
4,447,482	2,077,716	4,050,102	91.1%	4,067,182	185,344	4.6%	2.2%	2.3%
2,211,725	2,220,985	3,084,102	148.8%	1,816,495	133,808	7.4%	2.1%	5.3%
1,972,470	139,899	887,023	44.3%	1,776,776	39,437	2.2%	1.9%	0.4%

くにかかる控除対象外消費税に限って計上し、これを単に「控除対象外消費税額」としている。

(金額は1施設あたり、単位:千円)

⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
総費用	設備投資	課税仕入 (④+⑥)	総収入対 課税仕入 の比率 (⑦/②)	社会保険 診療等収入	控除対象外 消費税額	社保診等収入 に占める控除 対象外消費税 の負担割合 (⑩/⑨)	⑪のうち課税 費用対応分 (⑪×④/⑦)	⑪のうち設備 投資対応分 (⑪×⑥/⑦)
1,571,632	35,790	536,510	32.6%	1,453,761	23,700	1.6%	1.5%	0.1%
2,868,263	140,731	1,358,401	47.0%	2,564,812	60,314	2.4%	2.1%	0.2%
4,505,808	2,303,642	4,215,860	90.5%	4,212,852	191,143	4.5%	2.1%	2.5%
2,077,322	3,517,079	4,390,202	216.8%	1,733,314	187,613	10.8%	2.2%	8.7%
2,161,913	156,764	981,408	44.3%	1,961,890	43,490	2.2%	1.9%	0.4%

くにかかる控除対象外消費税に限って計上し、これを単に「控除対象外消費税額」としている。

<II> 消費税申告関連項目

〔1〕消費税の申告に関して

◆平成18年度、平成19年度の消費税申告書類、決算書類等をご確認の上、以下の調査事項にご記入ください。

	平成18年度 〔平成18年1月から12月までの間に 開始した年度〕	平成19年度 〔平成19年1月から12月までの間に 開始した年度〕
課税方式等	<input type="checkbox"/> 1. 免税事業者該当 ⇒〔3〕、〔4〕にお進みください <input type="checkbox"/> 2. 簡易課税制度を選択 ⇒〔2〕、〔3〕、〔4〕にお進みください <input type="checkbox"/> 3. 一般課税（個別対応方式） ⇒〔2〕、〔3〕、〔4〕にお進みください <input type="checkbox"/> 4. 一般課税（一括比例配分方式） ⇒〔2〕、〔3〕、〔4〕にお進みください	<input type="checkbox"/> 1. 免税事業者該当 ⇒〔3〕、〔4〕にお進みください <input type="checkbox"/> 2. 簡易課税制度を選択 ⇒〔2〕、〔3〕、〔4〕にお進みください <input type="checkbox"/> 3. 一般課税（個別対応方式） ⇒〔2〕、〔3〕、〔4〕にお進みください <input type="checkbox"/> 4. 一般課税（一括比例配分方式） ⇒〔2〕、〔3〕、〔4〕にお進みください

〔2〕消費税・地方消費税の申告税額等（免税事業者該当の場合は回答不要）

◆簡易課税制度を選択されている場合は、「消費税申告書（第27-(2)号様式）」をご確認の上、以下の消費税額・地方消費税額の算出根拠をご記入ください。（③～⑤については記入不要です）
⇒ 参考資料 3頁をご覧ください。

◆一般課税の場合は、「消費税申告書（第27-(1)号様式）」および「付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」をご確認の上、以下の消費税額・地方消費税額の算出根拠をご記入ください。
⇒ 参考資料 4頁をご覧ください。

◆複数の病院又は診療所を保有している法人等は、この欄は記入不要です。

	平成18年度	平成19年度
①課税標準額(税抜き)	円	円
②課税標準額に対する消費税額(①×4%)	円	円
③課税仕入れ高(税込み)	円	円
④課税仕入れに係る消費税額(③×4/105)	円	円
⑤課税売上割合(%)	%	%
⑥控除税額	円	円
⑦差引消費税額(②-⑥)	円	円
⑧地方消費税額(⑦×25%)	円	円

裏面もご記入お願いします

〔3〕収入と費用の内訳および消費税課税対象額

◆決算書類および会計帳簿等をご確認の上、収入と費用の内訳をご記入ください。また、そのうち消費税課税対象額をご記入ください。⇒ 参考資料 1頁、2頁をご覧ください。

平成18年度				
■ 経理方式 <input type="checkbox"/> 1. 税込 <input type="checkbox"/> 2. 税抜			金額	左のうち、消費税課税対象の 収益・費用
I. 医業収益	1. 診療収入	①保険診療収入	千円	千円
		②公害・労災・自賠責等収入	千円	千円
		③自由診療・その他の診療収入	千円	千円
	2. その他の医業収入		千円	千円
II. 医業費用	1. 給与費	①通勤手当以外	千円	千円
		②通勤手当	千円	千円
	2. 医薬品費		千円	千円
	3. 材料費		千円	千円
	4. 委託費		千円	千円
	5. 減価償却費		千円	千円
6. その他の医業費用		千円	千円	
III. 医業利益（I－II）			千円	千円
IV. 医業外収益			千円	千円
V. 医業外費用			千円	千円

平成19年度				
■ 経理方式 <input type="checkbox"/> 1. 税込 <input type="checkbox"/> 2. 税抜			金額	左のうち、消費税課税対象の 収益・費用
I. 医業収益	1. 診療収入	①保険診療収入	千円	千円
		②公害・労災・自賠責等収入	千円	千円
		③自由診療・その他の診療収入	千円	千円
	2. その他の医業収入		千円	千円
II. 医業費用	1. 給与費	①通勤手当以外	千円	千円
		②通勤手当	千円	千円
	2. 医薬品費		千円	千円
	3. 材料費		千円	千円
	4. 委託費		千円	千円
	5. 減価償却費		千円	千円
6. その他の医業費用		千円	千円	
III. 医業利益（I－II）			千円	千円
IV. 医業外収益			千円	千円
V. 医業外費用			千円	千円

【注意】 ■経理方式(□1. 税込 □2. 税抜)への✓ご記入を忘れずにお願いいたします。

参考資料

調査票「消費税の実態調査」の記入に際して、ご参照ください。

調査票(3頁) < II > [3] 収入と費用の内訳および消費税課税対象額

■ 記入にあたっての留意事項

平成18年度			金額	左のうち、消費税課税対象の 収益・費用
■ 経理方式	<input type="checkbox"/> 1. 税込	<input type="checkbox"/> 2. 税抜		
I. 医業収益	1. 診療収入	①保険診療収入	千円	千円
		②公害・労災・自賠責等収入	千円	千円
		③自由診療・その他の診療収入	千円	千円

収益・費用の各項目ごとに、経理方式が**税込方式の場合は税込の金額を、税抜方式の場合は税抜の金額**をご記入ください。

左の金額のうち、消費税が課税されている収益・費用のみを抜き出して、各項目ごとに、経理方式が**税込方式の場合は税込の金額で、税抜方式の場合は税抜の金額**で記入ください。

※ 千円未満の端数は切捨ててください。

消費税額を記入するものではありませんので、ご注意ください。

■ 項目についての補足説明

項目	補足説明
I. 医業収益 1. 診療収入 ①保険診療収入 ②公害・労災・自賠責等収入 ③自由診療・その他の診療収入 2. その他の医業収入	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険、国民健康保険等の医療保険、老人保健及び生活保護法、精神保健法、結核予防法等の公費負担医療についての支払基金その他に対する請求金額及び窓口徴収金額 公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などの収入 自費診療（正常分娩を含む）、特別メニューの食事収入、特別の療養環境収入（特別室の特別料金徴収額）など (例) <ul style="list-style-type: none"> 学校医・産業医・当番医の手当、健康診断、予防接種、各種健診等の公衆衛生・地域医療活動収入 保健予防活動収入 医療相談収入 施設利用収入 受託検査収入 臨時に他の医療機関を手伝って得た報酬 生命保険の審査料 文書料（診断書料）、各種手数料など その他医業に係る収入で上記に該当しないもの
II. 医業費用 1. 給与費 2. 医薬品費 3. 材料費 4. 委託費	<ul style="list-style-type: none"> 給料、賞与、退職金、退職給付費用、法定福利費など 投薬用薬品、注射用薬品（血液、血液製剤類を含む）、試薬、造影剤、外用薬、歯科用薬剤などの費用 診療材料費（レントゲンフィルム、酸素、ギブス粉、包帯、ガーゼ、縫合糸などの費用） 医療消耗器具備品費（注射針・筒、ゴム管、体温計、シャーレ、聴診器、血圧計、鉗子類などの診療用具の費用） 歯科材料費 給食用材料費（患者給食のために使用した食品の費用）など 患者用給食用具の費用（患者用食器など） 検査、給食、医療用廃棄物、歯科技工、医療事務、寝具、洗濯、清掃、経理、警備、各種機械保守などの外部に委託した費用

項目	補足説明
5. 減価償却費 6. その他の医業費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物、建物付属設備、医療用器械備品、車両などの減価償却費 ・ 研究研修費（研究材料の費用、研究研修用図書の購入費、学会への参加旅費など） ・ 旅費（福利厚生費、旅費交通費、職員被服費、通信運搬費、消耗品費・消耗器具備品費（上記3. 材料費に該当しないもので、資産計上されないもの）、会議費、水道光熱費、燃料費、修繕費、リース料、保険料、交際費、諸会費、租税公課、広告費、雑費など） ・ その他、医業に係る費用で、上記に該当しないもの
IV. 医業外収益	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受取利息（個人立医療機関は除く） ・ 遊休地等賃貸料収入 ・ 患者外給食収入 ・ その他、上記に該当しない医業外の収入
V. 医業外費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支払利息 ・ 患者外給食用材料費 ・ 寄付金（医業に関連するものは、上記II. 6. その他の医業費用） ・ その他、上記に該当しない医業外の費用

■「左のうち、消費税課税対象の収益・費用」欄の補足説明

以下の項目は、一般的に消費税が課税されません。

このようなものは「左のうち、消費税課税対象の収益・費用」には該当しませんのでご注意ください。

I. 1. 診療収入のうち	<ul style="list-style-type: none"> ①保険診療収入 ②公害・労災・自賠責収入 ③自由診療・その他の診療収入のうち、一定の助産収入
IV. 医業外収益のうち	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受取利息、土地賃貸料収入
II. 6. その他の医業費用 V. 医業外費用のうち	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料、租税公課、土地賃借料、寄付金、支払利息 ・ その他 （具体例） ○福利厚生費のうち寮・社宅の敷地の地代、慶弔金など ○業務上の海外旅費 ○国際電信・電話料 ○交際費のうち、慶弔金、商品券、使途不明金 ○諸会費 で消費税が課税されていないもの

調査票(4頁) [4] 設備投資額

■記入にあたっての留意事項

- ◆各年度において、その年度内に取得した有形固定資産・無形固定資産の取得価額を各区分ごとに集計してご記入ください。
- ◆賃借対照表の資産残高ではありませんので、ご注意ください。

■各区分についての補足説明

区分	補足説明
I. 建物（建物付属設備を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 診療棟、病棟、管理棟、職員宿舎など病院・診療所に属する建物（電気、空調、冷暖房、昇降機、給排水など建物に付属する設備を含む）
II. 医療用器械備品	<ul style="list-style-type: none"> ・ 治療、検査、看護など医療用の器械、器具、備品など
III. その他有形固定資産 （但し、土地を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有形固定資産のうち、「土地」、「建物（建物付属設備を含む）」、「医療用器械備品」に該当しない資産
IV. 無形固定資産（ソフトウェア等） （但し、借地権・地上権を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・ ソフトウェア（病院・診療所で利用し、その利用によって将来の収益獲得及び費用削減が確実なもの）、電話加入権、引湯権など（ただし、借地権・地上権等の消費税が課税されない無形固定資産は除く）

調査票(2頁) < > [2] の記入要領

参考

第27-(2)号様式

平成 年 月 日 <small>収受印</small>	税務署長殿	※ 一連番号	<input type="checkbox"/>		
納税地		所管	要否	整理番号	<input type="checkbox"/>
(フリガナ) 名称又は屋号		申告年月日	平成	年	月
(フリガナ) 代表者氏名又は氏名		指導等	庁指定	局指定	
経理担当者氏名		確認印	省略年月日		
		年 月 日	年 月 日		
		指導年月日	相談	区分1	区分2
		平成	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

簡易課税制度を選択された場合
「消費税申告書(第27-(2)号様式)」

自平成 年 月 日
至平成 年 月 日
課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

(中間申告 自平成 年 月 日
の場合の
対象期間 至平成 年 月 日)

調査票(2頁)[2]の該当番号

簡易課税制度を選択された場合、
調査票(2頁)[2]の該当番号
は記入不要です。

OCR入力用 この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。

課税標準額	①		付割賦基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	31
消費税額	②		記割賦基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	32
貸倒回収に係る消費税額	③		用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	34
控除	④		費	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	35
控除	⑤		上					
控除	⑥		割					
控除	⑦		合					
控除	⑧		計					
差引	⑨		第3種					
中間	⑩		第4種					
納付	⑪		第5種					
中間	⑫		計					
この	⑬		特例計算適用(令57③)	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	40
この	⑭		①	課税標準額	4%分		千円	
この	⑮		②	消費税率分	3%分		千円	
基準	⑯		③	消費税率分	4%分		円	
この	⑰		④	消費税率分	3%分		円	
この	⑱		⑤	還付を受けようとする金融機関等				
この	⑲		i	銀行	本店・支店			
この	⑲		ii	本店・支店	本店・支所			
この	⑲		iii	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		iv	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		v	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		vi	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		vii	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		viii	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		ix	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		x	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		xi	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		xii	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		xiii	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		xiv	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		xv	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		xvi	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		xvii	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		xviii	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		xix	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		xx	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		xxi	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		xxii	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		xxiii	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		xxiv	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		xxv	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		xxvi	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		xxvii	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		xxviii	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		xxix	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		xxx	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		xxxi	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		xxxii	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		xxxiii	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		xxxiv	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		xxxv	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		xxxvi	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		xxxvii	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		xxxviii	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		xxxix	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		xl	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		xli	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		xlii	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		xliiii	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		xliv	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		xlv	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		xlvi	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		xlvii	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		xlviii	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		xlvix	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		l	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		li	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lii	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		liiii	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		liv	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lv	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lvi	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lvii	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lviii	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lvix	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lvi	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lvii	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lviii	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lvix	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lvi	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lvii	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lviii	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lvix	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lvi	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lvii	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lviii	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lvix	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lvi	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lvii	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lviii	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lvix	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lvi	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lvii	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lviii	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lvix	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lvi	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lvii	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lviii	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lvix	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lvi	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lvii	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lviii	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lvix	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lvi	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lvii	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lviii	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lvix	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lvi	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lvii	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lviii	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lvix	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lvi	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lvii	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lviii	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lvix	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lvi	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lvii	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lviii	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lvix	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lvi	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lvii	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lviii	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lvix	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lvi	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lvii	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lviii	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lvix	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lvi	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lvii	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lviii	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lvix	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lvi	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lvii	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lviii	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lvix	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lvi	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lvii	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lviii	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lvix	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lvi	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lvii	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lviii	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lvix	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lvi	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lvii	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lviii	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lvix	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lvi	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lvii	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lviii	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lvix	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lvi	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lvii	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lviii	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lvix	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lvi	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lvii	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lviii	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lvix	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lvi	本店・支所	本店・支所			
この	⑲		lvii	本店・支所	本店・支所			

調査票(2頁) < > [2] の記入要領

参考

第27-(1)号様式

平成 年 月 日	税務署長殿	※ 一連番号	
納税地		申告年月日	平成 年 月 日
(フリガナ) 名称 又は屋号		指導等	庁指定 局指定
(フリガナ) 代表者氏名 又は氏名		確認印	省略年月日
経理担当者氏名		年月日	年 月 日
		指導年月日	相談 区分1 区分2 区分3
		平成	

一般課税制度を選択された場合
「消費税申告書(第27-(1)号様式)」

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

（中置申告 自 平成 年 月 日
の場合の
対象期間 至 平成 年 月 日）

調査票(2頁)[2]の該当番号

課税標準額	①	
消費税額	②	
控除過大調整税額	③	
控除		
税額		
控除対象仕入税額	④	
返還等対価に係る税額	⑤	
貸倒れに係る税額	⑥	
控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦	
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧	
差引税額 (②+③-⑦)	⑨	
中間納付税額	⑩	
納付税額 (⑨-⑩)	⑪	
中間納付還付税額 (⑩-⑨)	⑫	
この申告書が修正申告である場合		
既確定税額	⑬	
差引納付税額	⑭	
課税売上割合		
課税資産の譲渡等の対価の額	⑮	
資産の譲渡等の対価の額	⑯	
この申告書による地方消費税		
地方消費税の課税標準となる消費税額		
控除不足還付税額 (⑧)	⑰	
差引税額 (⑨)	⑱	
還付額 (⑰×25%)	⑲	
納税額 (⑱×25%)	⑳	
中間納付譲渡割額	㉑	
納付譲渡割額 (㉑-⑲)	㉒	
中間納付還付譲渡割額 (㉑-⑲)	㉓	
この申告書が修正申告である場合		
既確定譲渡割額	㉔	
差引納付譲渡割額	㉕	

の計算 付割賦基準の適用 有 無 31

付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

課税期間		氏名又は名称	一般
項	目	金額	
課税売上額(税抜き)	①	円	
免税売上額	②		
非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額	③		
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④		※申告書の④欄へ
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤		
非課税資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑥		
課税売上割合(④/⑦)		[] %	※端数切捨て
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑧		※注2参照
課税仕入れに係る消費税額(⑧×4/105)	⑨		※注3参照
課税貨物に係る消費税額	⑩		
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑪		
課税仕入れ等の税額の合計額(⑨+⑩±⑪)	⑫		
課税売上割合が95%以上の場合(⑫の金額)	⑬		
個別対応方式			
⑫のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑭		
⑫のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	⑮		
個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 [(⑭+⑮×4/7)]	⑯		
一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑫×4/7)	⑰		
控除の税調額調整			
課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整(加算又は減算)額	⑱		
調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額	⑲		
差引			
控除対象仕入税額 [(⑮、⑯又は⑰の金額)±⑱±⑲]がプラスの時	⑳		※申告書の④欄へ
控除過大調整税額 [(⑱、⑲又は⑰の金額)±⑳±⑳]がマイナスの時	㉑		※申告書の③欄へ
貸倒回収に係る消費税額	㉒		※申告書の③欄へ

調査票(2頁)[2]の該当番号

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 ⑮欄には、値引き、割戻し、割引など仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記入する。
3 上記2に該当する場合には、⑮欄には次の算式により計算した金額を記入する。
課税仕入れに係る消費税額⑨ = [課税仕入れに係る支払対価の額(仕入対価) × 4 / 105] - [仕入対価の返還等 × 4 / 105]
4 ⑳欄と㉑欄のいずれにも記載がある場合は、その合計金額を申告書③欄に記入する。

OCR入力用 この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。

平成九年四月一日以後終了課